

令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）会議録（第2日）

令和3年6月3日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 3 請願第4号 太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について
- 3 請願第4号 太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	上 山 隆 弘
7 番	中 薮 清 志	8 番	堀 卓 史
9 番	首 藤 佳 隆	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	井 村 淳 子
13 番	藤 澤 元之介	14 番	玉 田 正 典

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	教 育 長	沖 汐 守 彦
総 務 部 長	森 田 好 紀	生活福祉部長	杉 原 勝 由
経済建設部長	松 谷 真 利	教 育 次 長	栗 岡 正 則
財 政 課 長	佐々木 信 人		

（開議 午前10時00分）

○議長（玉田正典） おはようございます。

令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）におそろいで出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第3回太子町議会定例会（第493回町議会）を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（玉田正典） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は通告に従い行ってください。一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いいたします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いいたします。

さらに、時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、中薮清志議員。

○中薮清志議員 7番中薮清志、通告に従いまして一般質問を行います。

1つ目に、新型コロナワクチン接種についてです。

太子町でも新型コロナワクチン接種が開始されました。ほかの自治体の状況などを聞き、太子町での取り組みへ問合せが多いのではないかと思います。私自身も、住民の方から「情報があつたら教えてほしい」、「町ではどのように対応するのか」と聞かれることが多いです。そのほかに、予約や接種をされた方の中には、「順調にやっているようだね」ですとか、「職員の皆さんは本当によく頑張ってくれている」という声を私にかけてくださる方もいて、大変うれしくなりました。

各市町で対応なども違いますし、日ごとに、ここ数日でも大きく変わってきているかとは思いますが、多くの方が気にかけていることですので確認をします。

1つ目に、予約も含め、接種を開始してからの現状の状況はどうか。

2つ目に、今後のスケジュールや、接種をスムーズに進めるために考えている方法は。

3つ目に、こちらワクチン接種と直接的な関係はないかもしれませんが、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた今後の町としての取り組みは。

この3つを確認いたします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） それでは、お答えさせていただきます。

1番目の予約も含め、接種を開始してからの現状はどうかということでございますが、新型コロナワクチンの予約につきましては4月26日より予約を開始し、5月30日時点で接種券発行者数9,495人中8,147人が予約済みで、予約率は85.8%となっております。約3割が電話、残りの7割がインターネットでの予約でございます。

接種は5月10日より開始し、5月30日現在、27.3%に当たる2,595人が1回目の接種を終え、同日の全国平均の12.3%及び兵庫県平均の8.6%に比べ高い接種率となっており、これは医師会、町内協力医療機関の御尽力のたまものと感謝しております。

また、64歳以下の対象者に対しても、国の優先順位に基づき、基礎疾患を有する人、高齢者施設の従事者、60歳から64歳など段階的に実施していくものであります。

なお、64歳以下の基礎疾患を有する人の受付につきましては、5月25日より開始いたしましたところ、県内で最初の市町との報道がございました。

2番目の今後のスケジュールや、接種をスムーズに進めるための方法にはつきましては、65歳以上の高齢者に対しては5月25日に、「まだ予約ができていない65歳以上の方へ」といった自治会の回覧を行い、まだ予約をされていない1,596人に対しはがきで接種勧奨をいたしました。

また、ケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員に、申込みができていない人の情報提供の協力をお願いしました。これは、「接種の予約はお済みですか」ということを聞いていただくということも含めてお願いしております。希望される全ての人が予約できるよう取り組んでいるところであります。

64歳以下の方に対しては、5月25日に各戸配布にて基礎疾患の方への優先接種申込書を配布し、6月10日まで申請受付をしています。6月2日現在、780人の申請がございました。

5月31日には、訪問系サービス等高齢者施設等従事者でいまだ接種しておられない方に対しても申請を受け付けております。

今後は、6月中旬をめぐりに申請者へ接種券を送付し、予約を受け付ける予定でございます。

また、その他の方に対しても順次接種券をお送りし、段階的に予約の受付を行う所存でございます。

3番目の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた今後の町の取り組みについてはでございますが、さわやか健康課では新型コロナワクチンを全ての町民が早急に接種できるスケジュールの確保及び接種勧奨を行うとともに、ワクチン接種の効果は重症化及び発症の予防とされており、ワクチン接種が終わったからといって100%発症しないとは限りませんので、引き続きマスクの着用、手洗い、3密を避けるなどの感染症予防について継続して周知を行い、その一環として出前講座などで手洗いチェッカーを使った手洗い指導、感染症予防の話などを実施してまいります。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今の説明の中であったのですけれども、先日の新聞にも掲載されていたのを確認しましたが、一人暮らしの高齢者の方への予約のサポートを民生委員をお願いしたりケアマネジャー等々にお願いしているということだったのですけれども、再度どういった流れでやっていたらっしゃるのか詳細にお願いいたします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 一人暮らし高齢者などへの予約サポートにつきましては、5月25日に自治会回覧をさせていただいて——これは65歳以上の方に対して「まだ予約ができていない65歳以上の方へ」と題して回覧をまずさせていただきました。そして、1,596人のまだ予約されていない方に対しては、はがきで勧奨を行いまして、また同時にケアマネジャー、地域包括支援センター、民生委員に対してそれぞれ関わりのある方に「もう予約はお済みですか」という声をかけていただくというようなことをお願いいたしまして、もしまだであるというような情報であるとか申込みの仕方が分からないというような場合も情報をいただきまして、柔軟にさわやか健康課のほうで対応するというようなことをしております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。

その中で、民生委員をされるぐらいの方ですので、結構自ら進んでたくさんの方に声をかけていただいているというのもちろっと耳にしたのですけれども、行政から予約できていない方にはがきによる勧奨をしたというのであれば、そういった方がここの地域の地域にはこの方がおられま

すよみたいな、一度声かけしてくれませんかみたいなリストみたいなのお渡ししたほうが早いんじゃないかなというふうに感じたのですけれども、そのあたりはどうですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） リストそのものをお渡しする前に民生委員のほうから一人暮らしの方のリストを反対に頂くような格好になっておりますので、既にお持ちであるということがまずあります。

そして、まだ予約をされていないという情報につきましては、あえてそれをこちらからお出しするというのはいかなものかというところがございましたので、まずお互い触れ合いといひますか声を掛け合っていただくということを念頭に置いてしていただくということでございます。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 あと、先日の新聞報道についても対応に触れられていたのですけれども、キャンセルが出た場合のワクチンの取扱いというのはどのようにしているのか、またそれについてある程度ルールというのを決めているのでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） ワクチン接種の予約がキャンセルとなった場合でございますが、今現在は個別接種で各医療機関で行っていただいております。その取り組みとしまして、当初より1番目に医療従事者の中でまだ接種を受けられていない方、2番目に高齢者の中で未接種者、こちらにつきましては翌日以降の予約者などへ連絡をしていただくというような格好です。それから、3番目としまして64歳以下の希望者であります、これは現に高齢者の付添いなどでその医療機関にいらっしゃる方、ただし太子町民に限るというような優先順位で実施してまいりました。しかしながら、このほかにさらなる廃棄ワクチンを減らす取り組みといたしまして、先ほど述べました1から3の対象者がいらっしゃらない場合、4番目として町内の未就学児預かり施設、例えば保育園、幼稚園、認定こども園等の職員約90名のリストアップがもうできておまして、そちらを対象として実施しております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 分かりました。他市町で問題になっていたこともありますし、あとなかなか情報というのがスムーズに行き届いているかということもあるかと思しますので、そういったところも密に共有してやっていただければと思います。

どこの市町でも状況は同じだと思うのですけれども、私のほうにも声をかけていただいて、職員の方がすごく頑張っていただいていて、新聞でも県内で一番最初にというのを先ほど部長のほうからおっしゃられていましたが、頑張っておられる分、職員への負担が大きくなってくのではないかというのも心配しております。私の気にし過ぎかもしれませんが、新型コロナウイルスにかからないよう対策をサポートするとともに、メンタルや体を壊してしまわないように町長をはじめ部長も配慮や気配りを行うように考えておられるとは思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 職員へのお気遣いありがとうございます。

私も職員への負担が大きいことが気になっておまして、特にさわやか健康課のことが気になり、生活福祉部長やさわやか健康課長から状況を聞くとともに、保健福祉会館に出向いて状況を把握し、部長には必要なことはいつでも相談してほしいことを伝えて配慮しております。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 私もさわやか健康課職員の負担については非常に気にしております。毎日課長に何回も電話を入れ——嫌われるぐらい言っているかもしれないのですけれども——時には担当者から話を直接聞くために保健福祉会館に行っております。おかげさまで私がさわやか健康課での勤務が長かったこともありまして、職員から率直に話を聞くことができおりまして、時には業務のピークを迎えたときの大変さだとか日々の仕事においてこうしたほうが効率がよいのではというような改善点などの提案を受けることができました。その場合はその場で検討し即回答するなどし、少しでもストレスを軽減するように努めています。

また、町内の医療機関の先生方も非常に御協力いただいているということに加えて、先日神戸新聞で「基礎疾患がある方の受付を県内で初めて実施した」といった報道や、町議会議員の皆様をはじめ町民の方々から励ましの言葉をいただいているということで職員のモチベーションが向上しております。今後もこれを維持できるよう頑張っていきたいというところでございます。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 まだしばらくは国、県、また町での状況が変わってきたりもして大変なこともあるかと思しますので、そのあたりも十分注意してやっていただきたいというふうに思います。

とにかく誰も経験していない大きな出来事が起こっております。住民の命を守り、安心感を与えるためにはスムーズな事業の推進と情報提供が必要であると考えます。ここまで日々努力して準備をして積み上げてこられたことを無駄にしてしまうようなことがないように、そして住民がスムーズに安心してワクチン接種ができるような体制づくりを引き続き行うこと、そして実行する中で気がついたことや住民からの問合せ等で気がついたことなど改善していけるよう努めるべきだと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 改善すべきところはもう適宜素早く改善するというのを頭に置いております。また、各部署連携して今後も臨んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 住民の命、安心を守るために一生懸命やっているとしたいと思います。引き続き、頑張ってもらいたいというふうにお願いしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目です。強い行政を確立するための人材は確保できるのかに移ります。

昨年度、定年も含め退職をした職員がおられるかと思います。今は職員数に対して副課長級以上の役職者が比較的多く、現状はまだピラミッド型に近く何とかなっているとは思いますが、20年後、今の20代の若い職員が役職に就く際に、人員不足から主査の仕事を係長が、係長の仕事を副課長が兼務して行わなければならない状況が来るのではないかと心配しています。行政の動きが鈍くなれば、すぐに住民サービスの低下に直結することを懸念しております。

また、地震などの自然災害が発生した際に、この庁舎をはじめ防災備蓄倉庫や体験学習施設、今後整備される予定のナイター設備を設置した防災拠点となる町民グラウンドなど防災に関しての施設はあるのにそれを生かせる人がいないということがないように考えなければならないのではないのでしょうか。

人を育てる、資質の向上もちろん重要であります。人員の確保が基本になるのではないで

しょうか。行財政改革の観点も理解できますが、定員管理適正化計画の見直しなどを行う必要も含めて考えを確認いたします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 現在の第2次定員管理計画は計画策定年度である平成26年度の190名を基礎数値として、平成27年度から令和6年度までの10年間に於いて7名を増員する計画となっています。計画の策定に当たっては、各行政部門において人員不足によるサービスの低下を招くことがないことを念頭に置きつつ、公的な定員管理指標及び類似団体比較等に基づく分析に加え、再任用職員や会計年度任用職員の配置、退職者と新規採用者のバランス等を勘案した定員管理の指標としています。

現在は策定年度の7年目を迎え、目標値195名としておりますが、権限移譲による事務量の増加や計画策定年度以降の情勢の変化等を考慮し、令和3年度においては計画値より3名多い198名でスタートしております。

なお、次期の計画につきましては令和6年度に策定予定としており、財政状況も視野に入れながら行政基盤の強化を推進してまいりたいと考えております。

また、現在の年代別の分布につきましては、50歳代が32名、40歳代が55名、30歳代が57名、29歳以下が54名となっており、新規採用を検討する段階においていびつな年齢構成とならないように取り組んでいるところです。

今後においても、年度ごとの定年退職者数を見据えた採用や新事業の実施年度等を十分に調査研究しながら、職位段階に応じた経験を積めるよう計画的な昇格等を行うなど、組織の弱体化を招かないよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 先ほどの中でも4月でしたか、「広報たいし」かに載っていましたが職員OBの登録制度というのがあるかと思うのですけれども——正式名称が分からないのですが——そちらのほうの内容と進捗状況、新しく採用する以外でということだとは思っているのですけれども、そのあたりを確認したいのでお願いします。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 公務員経験者登録制度というものを実施しております。新型コロナウイルス関係事業など業務量が増大し人員が急遽必要となった場合において、その知識や経験を生かし即戦力として御活躍いただくため、公務員としての経験を有する方を事前登録いただく制度をこの2月からスタートしております。現時点での登録者数は2名となっており、うち1名を採用している状況でございます。

今後におきましても、町の広報たいし、ホームページ等を活用しながら募集をしていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 年金の支給年齢も上がり、定年退職後の再任用職員の雇用による若手サポートや知識、技術の継承も分かりますし、会計年度任用職員のパワーにより業務が推進することも理解できますが、退職者の数だけ正職員を募集していくのであれば、今後先ほどの部長の答弁にもありましたが弱体化しないようにということで、先細りしていく組織になることは数字として出てくると思うのですけれども、今の20歳代職員が役職に就くときなど太子町役場の未来をどのような形で考えておられますか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今、60歳で退職するということをもとに年代ごとに見てみますと、ここ10年の間に退職に至る者につきましては各年度ごと5名以下というような段階でございます。ただ、10年を過ぎた頃には十数名の退職者が出るような、年度によって退職者の人数が変わっていくような状況になることとなります。そういうことを年度ごとに長期的なスパンでシミュレーションすることによって、急に多くの職員を採用しないといけないというような急遽の、その都度都度の対応ではなく、長期的なスパンでシミュレーションしながら職員の採用に、人員の確保に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 今回、質問するに当たり、他市町の状況を他市町の議員仲間で確認しました。市に関しては将来においてもまだバランスが取れそうな感じなのですが、町では市よりも早くにバランスが崩れる傾向にあると考えられます。太子町が将来にわたっても輝いて、そして強い行政力のある町であり続けるためには、職員の採用を強化することと、また併せて県や国などに対して要望や意見を述べることも必要になってくるのではないかと思いますので、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町におきましては、少人数で職員が業務を回しておるところでございます。太子町におきましても、類似団体の中からはいいですと97団体のうち、職員数については15番目に少ない水準となっております。その部分も勘案しながら職員の人員配置、または職員の努力によって助けていただいているところはございますが、今後におきましてもそこらを勘案しながら定員計画の策定に臨んでいきたいというふうに考えております。

また、県からもいろいろと助言をいただきながら、助けていただきながらやっているという現状につきましてもこれからは継続的にやっていくところではございますけれども、職員についても専門的な知識を持った職員が今不足している状況もございますので、そこらの強化についても実施していきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 太子町は町制70周年を迎えまして、これから90周年、100周年を目指し、太子町の未来を明るくするものとするならば先のことを見据えた人員、定員の在り方を考えたり、人口減少を踏まえるとデジタル化の推進をより一層考えていくべきだと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 国におきましては、令和3年9月にデジタル庁を設立するというようなお話も出ております。それによりまして、行政間の共通デジタル基盤が整備され、マイナンバーの利活用も今後進展していくものと考えます。

今、人材不足による改善策としてAI、RPA等のデジタル技術の導入が各団体においても実施されているところでございます。またその各団体の状況を調査しますと効果のほうも上がっているところから、本町においても費用対効果を調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 新しい言葉だったりとか横文字というのがすごく増えてきているのですが、そういった中で今部長がおっしゃったような情報を集めていただいて検証、また研究していただきたいなというふうに思います。

また、デジタル化するに当たりまして、その分野に精通した人材の採用や育成、また大学、専

門学校等との連携によって独自のシステム構築などができれば予算、経費の削減にもつながってくるのではないかというふうに思うのですけれども、そういった取り組みというのも1つかなと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、職員が実施しております定型的な業務につきましてはそのようなパソコンソフトウェア型のロボットが代行するような状態になるというふうには考えております。それによりまして、事務処理ミスの解消、時間外勤務の削減、事務処理速度の向上等、住民サービスが今後向上していくものというふうに考えております。

また、そのような専門職員も必要などころではございますが、今その中で実施する上で各団体等が協力しながら、連携しながらそのような業務を検討するようなことも今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 最後に、先日もSNSで職員募集の案内を見ました。作成は、若手職員の集まりで“シティプロモーションチーム”の取り組みであるということで聞きました。同じ目線でつくられていて気持ちもよく伝わる内容だなというふうに感じたところです。

また、今日の朝日新聞にも図書館のエコバッグの取り組みも掲載されていて、本当大変いい内容で、太子町のPRになってすごく気持ちもいいですし、いいことをしているなど感じています。若くてアクティブないい職員が育ってきているのだなと感じて感心しています。

今後もそういった方が働きたい、また住民のために頑張りたいという気持ちで居続けられる職場になるよう期待しておりますが、そのあたりまたそういった新しい取り組みというのをしていきたいなと感じておられますでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど言っていただきました“シティプロモーションチーム”につきましては、職員の中での提案として上がってきたものでございます。太子町は若い世代の多い人口構造、京阪神まで通勤通学可能な交通の利便性、聖徳太子ゆかりの歴史遺産、買物の利便性が高い住環境など暮らしやすい町であるということから、この恵まれた環境を皆さんに十分認知していただくというところでシティプロモーション事業を展開し、人口の維持、増加を目指すというところから職員にいろいろな提案を出していただいて活動をしていただいた、またPRしていただいたというところがございますので、継続的に実施していきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 本当にいい環境というか若手が育っていて素晴らしいなというふうに思います。そのいいアイデアですとか若い方の意見とかを取り入れて、太子町の行政がさらに未来に向けて盛り上がっていけるように期待して、一般質問を終了いたします。

○議長（玉田正典） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 議席番号2番出原賢治、通告に従い質問いたします。

その前に、この場をお借りいたしまして一言町民の皆様には謝罪の言葉を述べさせていただきたいと思いますので、御容赦くださいますようお願い申し上げます。

去る4月2日の元副町長との会食の件でございます。神戸新聞の報道にありましたとおり、一時的とはいえ会食の場の人数が5人になったことは事実であります。そしてその場に私も同席しておりました。軽率な行動であったと深く反省しております。町民の皆様には多大なる御迷惑と



御心配をおかけしましたことを深く改めておわび申し上げます。

公職選挙法上の縛りがございますので制限はございますが、反省に基づき自らを処する行動を取ることを考えております、その上で太子町の発展と町民の皆様の安全と安心、幸福のために議員としての本分を全うしていく所存でございます。

また、町職員の皆様におかれましては、電話での対応等、御迷惑をおかけしたとお聞きしております、併せておわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

失礼いたしました。それでは質問に入らせていただきます。

太子町教育行政の現状について。

地方行政において教育が最重要の部門の1つであることは言うまでもないことであります。地域と日本の将来を担う子供たちの学びを支え、健全な育成に尽力することは地方自治体の責務であり、人類社会の未来に資する大切なプロジェクトであります。太子町の持続的な発展の側面からも子育てや子供の教育は好循環創出の出発点であり、その充実が町の活性化に大きく貢献することも異論のないところと思います。

また、学校教育のみならず、生涯教育の意味でも学びの場の充実は直接的に地域を豊かにする源泉となります。

しかるに、現在、教育長及び4名の教育委員のうち3名までが辞意を表明している当町の現状はゆゆしき事態です。これは混乱という言葉で表現すべきではないと思います。混乱というのは第三者的な言葉です。そうではなくて、太子町行政の危機的状況であると認識すべきと考えております。教育行政の重要性に鑑みれば、一刻も早い事態の改善が必要であります。どこに問題があり、どのように対処していくべきなのか、以下、町長の現状に対する認識と今後の方針を問います。

質問の1番目、3月定例会における当初予算案の修正可決の後、混乱の責任を取って教育長が辞意を表明されました。しかし、一連の経緯を考えると、教育長一人の責任であるとはどうしても考えられません。この点について町長はどう認識されているか。

2番目、教育長の辞意に対し、教育委員会では当初不同意の意向であったが、4月15日の町長と教育委員との話し合いを経て、3名の方が辞意を表明するに至っています。その原因について、町長はどう認識されているか。

3番目、熱意を持って取り組んできた人々が教育行政の現場から去ることは太子町にとって大きな損失と考えますが、どう認識されているか。

4番目、5月11日に議会が町長に提出した意見書の中で、教育長及び教育委員に対し誠意を尽くして慰留することを要望しました。この件に関する進捗はどうなっているか。

5番目、事態の改善と今後の教育行政の発展に向け、どのような方針で取り組んでいかれるのか。

以上です。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

まず、(1) 3月定例会における当初予算の修正可決の後、混乱の責任を取って教育長が辞意を表明された。しかし一連の経緯を踏まえると教育長一人に責任があるとはどうしても考えられない。この点について町長はどう認識しているかについてですが、教育委員会を引っ張っていただいている教育長が辞任を表明されたことにつきましては大変残念であります。その中、町教育行政が停滞しないよう、後任が選任され次第との御配慮もいただいております、大変感謝をしております。

今回、教育委員会側からすれば事前協議のないまま予算が上程されたと感じられたことについては、これまでもおわびを申し上げております。予算編成権は長に帰属しているとはいうものの、今後はこれまでに議論を交わし、協働して町民のために働いていきたいと考えております。

(2)教育長の辞意に対し、教育委員会では当初不同意の意向であったが、4月15日の町長と教育委員との話し合いを経て、3名の方が辞意を表明するに至った。その原因について、町長はどう認識しているのかについてですが、3名の教育委員の皆様におかれましても、先ほどの質問でも答弁しましたとおり、教育委員会側からすれば事前協議のないまま予算が上程されたと感じられたことや説明不足が原因であると考えており、これまでもおわびを申し上げているところでございます。

(3)熱意を持って取り組んでこられた人々が教育行政の現場から去られることは太子町にとって大きな損失と考えるが、どう認識しているのかについてですが、議員のおっしゃるとおりこれまで教育委員会を引っ張っていただいている教育長、教育委員の皆様が辞意を表明されたことについては大変残念であります。

(4)5月11日に議会が町長に提出した意見書の中で、教育長及び教育委員に対し誠意を尽くして慰留することを要望した。この件に関する進捗はどうなっているのかについてですが、5月25日に議長より頂戴しました意見書に対する回答を求める文書に対し、5月31日付で回答を差し上げたところですが、今後も御活躍いただけるよう、現在慰留に努めているところでございます。

(5)事態の改善と今後の教育行政の発展に向け、どのような方針で取り組んでいくのかについてですが、対話が不足していた点など改めるべきは改めつつ、双方向のコミュニケーションを図りながら、町教育行政の発展につき、町民目線で仕事を進めてまいり所存です。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 3月議会の一般質問で私は、町職員の早期退職者が3年連続で10名を超えているという現状に対して行政基盤の確保の観点から改善に向けた質問をさせていただきました。しかし、その3月議会直後に副町長が辞職し、予算委員会があつて、教育長、そして教育委員までが辞意を表明するに至りまして、状況はさらに悪くなっていると感じています。

事は太子町の教育行政に関わる問題ですから、これは看過できないと思って質問しております。私も是々非々で議論いたしますので、どうか真剣な議論をお願いいたします。

それでは、最初の質問についてなのですが、教育長一人に責任があるのかという私の問いですが、大変残念だということをおっしゃられましたが、一連の経緯を振り返りますと、予算委員会の2日目に、審議で予算案の中に小・中学校の特別教室のエアコン設置費が含まれていなかったということに関して私が質問いたしました。それに先立つ昨年12月9日の総合教育会議で教育委員会からの要望があつたと。その後、協議をするということを知っておりましたので、どのような結果になったのかと思って質問したのですが、審議の中で十分な熟慮の末出てきた予算案とは思えないといったような状況が明らかになって、予算委員会としては修正案を出させていだいたということです。

当初、予算委員会としては予算案を否決すべきではないかという意見もございましたが、新型コロナウイルスの接種などの重要な時期にあつて、停滞させてはならないと配慮して修正案を出したということで、それが可決したときに教育長が混乱の責任を取ってということで辞意を表明されたというそういう流れだったと思います。

この件は、もちろん十分な協議なしに予算案が出てきたこと自体が許されないことだと思いますので教育長にももちろん責任はあると考えています。しかし、そうであるならばそれは教育長

一人の責任と言えるでしょうか、そういうことで聞いております。より多くは町長に責任があるのではないかと考えますが、いかがですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 協議につきまして不十分であったという点についておわびをしているところでございます。

ですので、これから新しい予算につきましても、また日頃の協議におきましても、教育長をはじめ教育委員といろいろと協議をしていきたいと思っております。ですので、協議が足りていないということについてはおわびをしており、私自身これから改めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 4月15日に町長と教育委員が話された会議の議事録を読みましても、その点は今後改善していくというお話をされていましてのでぜひそのようにお願いしていただきたいと思いますが、今回このような事態に至ったことについては町長にも責任があるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私が協議不十分であったということについては私にも責任があったと思っており、今後改めてまいるということを以前から申し上げておりますし、また本日もそのように今後させていただくということを申し上げさせていただきます。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、2番目の質問ですけれども、教育長の辞意を受けて最初教育委員会とは不同意と。教育長が辞職するためには教育委員会の同意が必要なのです。それで不同意ということで、教育委員の中で服部町長の真意が分からないから話をしたいという申入れがありまして4月15日に話合いがされました。その議事録につきましてもホームページで公開されておりますので誰でも読むことはできますけれども、この協議を境に教育委員たちが辞意を表明されたということで、その原因はこの協議の中にあったと思います。

先ほどの町長の回答で、「教育委員会側からすれば協議がなく」というお話がございましたが、議事録を読むと教育委員会としては総合教育会議の中で協議をすることになっていたのに協議をしなかったのはなぜかということを再三その質問をされているのですが、それに対しての答えがなかったということが一番大きかったのではないかと考えております。

さらには、その話をする中で本当に責任を感じておられるのかという不信感があったというようなことをその後の総括の文書の中でも書いておられます。こういったあたりが教育委員が辞意を表明するに至った原因なのではないかと私は考えるのですが、いかがでしょう。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） この予算についてのエアコンのカットと、それからあすかホールの件もありましたけれども、この件については以前から御説明を議会でもさせていただいてありますし、教育委員との協議の中でも申し上げましたけれども、私自身は何度も申し上げておりますとおり設計をすれば続いて実施となるため財政的に厳しいというふうに加え、予算は当初見送るということを私が全体を考えてさせていただいたところです。しかし、その説明について十分でなかったものでそのようになったということで、その点についておわびをしているので、前から御説明をしているところです。

それから、教育委員との協議の後、教育委員がそのように思われたという点につきましては私自身の説明が不十分な点もあったのではないかと思いますので、今後の話合いをまたさせていた

だくときに、精いっぱい誠意を尽くしてお話をさせていただきたいと考えています。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 私もその4月15日の町長と教育委員の話し合いにおける議事録を精読させていただきましたけれども、教育委員としては予算をカットしたこと自体、それを問題にしているのではないと思われます。言っておられることは、その前の総合教育会議で協議することになっていたのにその日のうちにカットされたと、それはなぜなのですかというその問いだと思います。それに対して答えられていないのではないかなと感じました。別にちゃんとした協議があれば、例えば予算全体のバランスから今回難しいとかそういったようなことがあればその点は話し合いによって解決ができたと書かれております。

町長はこの議事録は熟読されましたか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 熟読というのが何回かは別としまして、議事録は頂戴して見させていただいています。

そして、今議員が言われましたとおりこの予算、そのことは教育長のこの前の二役会議の中でも御指摘もいただいていますし、それまでもいろんなところで、また教育委員もおっしゃったと思いますけれども予算のカットではなくて今議員がおっしゃったように協議がなかったということについて怒っているという言葉がいかどうか知りませんが申しているのだということを言われて、そのことについて言われているということは時を経ると共に深く認識をしているところでございます。

ですので、私としましては最初に聞いたときから、予算を上げる前から、説明を聞いたときからこれはもう無理だということが頭の中にあつたものですからそのようにしてしまったことがあるのも一方で事実なのですけれども、しかし協議をきちっとしていなかったことについては反省もしておりますし、今後、協議をきちっとさせていただくと。しかし、実際予算のことですので、言われたことをそのとおりでできるかどうかというのは、今後においても難しいこともあるかというのは想像はできるところでございますけれども、いきなりそういうことでなくて協議をさせていただくという姿勢でこれから前に向かって進んでいきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 協議がなく予算がカットされたということは、これは教育委員会の法律でも定められている独立性と主体性を損なうものですし、教育委員会としては無視されたようなそのような印象を持たれたのではないかというふうに思います。

熟読されましたかと聞きましたのは、これをしっかり読んでいただくことで辞意を表明されている方々が何をもってそうされているのかということがよく分かるからそのように聞いたのですけれども。私はそれを読んで非常によく分かりましたので、ぜひ町長も熟読してみてください。

それで、3番目に参りますけれども、大変残念だということをおっしゃられましたけれども、私もそのように思います。これは教育委員会の会議録の中で教育委員が述べておられることです、教育長を評されまして、太子町の教育現場で子供たちのために一生懸命働いている方だと、余人をもって代え難い人物とまで言っておられる委員の方もおられます。

4人の教育委員の方も教育行政のために熱心に取り組んでおられる方々だと思いますし、私も12月でしたか、一般質問でGIGAスクールのことについて質問をさせていただきましたが、その当時、教育長と栄藤教育次長でしたか、大変見識が高く熱心にやっておられるということで安心したものでございますが、このような方々が去るということは、これは太子町にとっては非

常に大きな損失です。

例えば、辞めていかれるので、辞めていかれたらまた別の人をあてがえばいいというようなことではないと思います。そういうことを繰り返していくと、これは太子町の行政基盤といいますか組織の弱体化になると思います。そしてまた、問題が起きたときというのは改善の機会でございます、冒頭私謝罪いたしました、問題があったときに次にどうするかということの改善の機会であります。ですから、現在の状況を解決してこそ改善であって、違う人になったからといってその場合はまた同じことが起こる危険性がございます。ですから、今のこの状態を解決していく、そのことに前向きに取り組んでいただきたい、そのように思うのですがいかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 議員のおっしゃるとおりですので、現在慰留に努めております。しかし、なかなか今日行って、明日行ってとかそういうすぐという問題でもない部分もございます。現在、精いっぱい慰留に努めているということを御理解いただきたいと思います。精いっぱい努めているところでございます。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そうですね、ですから今この問題を解決するためには精いっぱい慰留することが必要だと思います。

そこで、議会から意見書を出した中にも第1の項目として慰留のことを書かせていただいているわけですが、5月31日付の町長からの返答で、「今後も御活躍いただけるよう現在慰留に努めています」とあります。これは、今までどなたと何回ぐらい会われたのでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 教育長、教育委員の皆様におかれては、議会からもそういう声もいただいております、御意向を踏まえながら、先ほど来申しておりますように現在慰留に努めているところでございますが、お相手もあることでありまして、詳細は、では何日にとか——昨日も実は議長、副議長がお見えになって、どういうふうに言ってどういうふうに答えられて反応はどうだったかというようなことを言われたのですけれども、そういった詳細は控えさせていただきたいと考えます。お相手もあることですので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 いや、別に詳細は結構なのですが、何回ぐらい会われてどのくらい話し合われたのかなというふうに思っただけなのですが、それも言えないですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 教育長につきましては、これは回数の数え方によるのですが辞表を出されたとき、その時点の慰留も入れるともう少し回数が増えますけれども、それ以降もこれもそのときの内容の、ほかの話に行ったこともあるので何回と言い切っているのか分かりませんが三、四回しています、1回はほかの話も含めて出てきましたので。

それから、教育委員につきましてはまだお会いできていない方もいらっしゃいます。おうちに訪ねて行きましたけれどもお会いできずに、複数回行きましたがお会いできなかった方もいらっしゃるし、またほかの方については今までのところ1回お会いして慰留に努めています。また、辞意を表明されていない委員に対しましてもおわびをし、こちらの気持ちを伝えています。

以上です。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 お会いされた回数を今聞きましたけれども、その1回当たり話されている時間はどのくらいですか。内容は聞きませんけれども。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 時間といいましてもそのときの流れによりますので、計っておりませんけれども、10分ぐらいの人もいればもっと長くそのこととそれ以外も含めて話し合える雰囲気になった方もおられます。

以上です。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それはちゃんと場を設定した上で会っておられますか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） こちらからおうちに訪ねさせていただいて——そうでなかった人もいますけれども——行っています。どこそこに何時にというそういうことではない方がほとんどです。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そうしますと、アポなしで行かれて、1回当たり10分からそれ以上話されたということだと思いますけれども、それは誠意を尽くした慰留とは言わないと私は思います。

形式的なことだけではなくて、内容としては、慰留する以上は相手は何をもって辞意を表明されたのか、そこをしっかりと把握した上で話に行かないと慰留にならないと思います。だから先ほど議事録を精読されましたかというふうに聞いたのですけれども、例えばそういったところをしっかりと読んでいただいて、相手が何を思っ辞意を表明されたかということもしっかり把握してからしっかりと時間を取って慰留されたらいいかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 協議なく予算をカットされたことを言われていることについて、そう感じられることについて認識をしておりますので、私はまずは謝るところからさせていただこうというところで、こちらとしてはお会いしておわびしたいというふうに思っているわけでございますのでおうちに行かせていただいて、そしてまた私自身がそれらの方の携帯番号を——知っている人もゼロではございませんが——知っているわけではございませんので、とにかく足を運ばせていただきまして、その理由については私は理解しておりますので、協議をせずにということになったことについてまずはおわびをしますということを玄関先で申し上げて謝るところから始まっているというところでございまして、それを把握して私は行っていると、私はそう思っています。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは、今後どうされるのかとか、また繰り返し話に行かれるおつもりだと思いますけれども、その場合はちゃんと時間を取ってやられたほうがいいと私は思いますし、しっかりと誠意を見せるということが大切なと思いますけれども、今後はどのようにされていかれますか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 今、何日にとか何回とか——これは相手様との話合いといいますか相手様とのやり取りのあることでございますので、私自身はまた行かせていただきたいとは思っているところですけれども、今議員からいただいた御意見も参考にさせていただきながら、しかしもし「行かせてもらおう」と言っても、「いや、もう……」と言われるとまた困るので、どのような方法がいいのか悩みながら考えてきたところでございますが、今後どのようにすればいいかを考えながらやっていきたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 こままでの質問で申しましたとおり、何とかして教育行政のためにしっかりと慰留していくということが大事だと僕は思っていますので、今後も誠意を持ってやっていただきたいと思うのですが、その上で今日の質問で1番目、2番目に問わせていただきました何が原因で何が悪かったのかということは、しっかりと述べられたほうがいいのではないかと思います。

先ほどから「対話が不足しているので今後はこういうふうにやっていきます」と、それからこれまでの会議の中でも町長が共同して協議をしながら進めたいとおっしゃっていますので、それを今後の行動で示していただきたいと考えております。

それでは、変えまして、教育長にお伺いいたします。

3月議会のときに辞意を表明されましたけれども、それを撤回されるおつもりはありませんか。といっても、何もしないというわけにもいきませんでしょうから、どういった条件でどういったことがあれば撤回を考えられるか、その点についてお答えできますでしょうか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） なかなか急に言われても相当難しい案件ですけれども、議会の総意として意見書を今町長のほうに出され、そしてその第1番に慰留に努めることということが明記をされております。そのことについては真摯に重く受け止めるべきだと思うし、そのことについては今後教育委員とも協議をしながら、尊重せないかなというの思います。

ただ、そのときに2点気がかりなことはあります。まず1点、教育長や教育委員の人事というのは町長権限です。もちろん議会同意の案件ですけれども、町長が誰を教育委員に選任する、教育長にする、これは町長人事です、町長に権限があります。だから本当に町長がそういう心から慰留をされ、そして教育委員や教育長を今後も継続させるという気が本当にあるのかないのか、その辺は町長と直接お話ししないと分からない案件だろうと思います。

2点目は、予算もそうですけれども、今回で言いました予算編成権は町長にあります。何を付ける、何をカットする、これは町長の権限なのです。しかし、教育委員会というのは政治的中立性、あるいは教育の主体性の中で町長部局から独立した組織なのです。だから教育委員会の予算について議会上程するときは、教育委員会に意見を聞かなければならないと法律に明記されているのです。それは教育委員会が町長部局から独立しているから、町長権限であっても一定の制約はかかっているわけです。誰も教育委員会が言ったから全部つけなさいとは書いていないのです。だから意見を聞かなければならないとなっているのです。

だから、このことが今回なかったのも、教育委員会の独立性、主体性、そういうものが問われている、なくなりそうだということで、職をかけて問いかけているわけです。それは議員の皆さんにもそうだし町民の皆さんにもそうです。だから、その部分が町長自身が事前協議がなかったと、今後事前協議しながら教育委員会の主体性、独立性を尊重しますということが明らかになった段階で、その辺は教育委員と協議の段階があらうと思います。

いずれにしても、議会総意の意見書ですから尊重しなければならぬと重く受け止めております。

以上です。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。

2点言われていたと思います。本当に誠意を持って慰留の気持ちがあるのかどうかということと、教育委員会としての独立性と主体性の問題が今回損なわれたという思いがあるので、その件

に対してどう考えているかということを真摯に説明する、そういうことだと思いますが。ですからそのようにやっていきませんか、町長いかがですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） そのようにさせていただきます。

ただ、人事のことは任期とかいろいろ、それぞれの方のいろんな事情もありますので今どうこうと確約はできません。しかし、今言われたとおりの姿勢で至らぬところを反省しつつ協議をしていき、また慰留に誠意を持って努めさせていただきます。

○議長（玉田正典） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 繰り返しますけれども、教育行政というのは地方行政にとって非常に重要な一部門です、この件について危機感を持って取り組んでいただきたい。私としては何とか今の方々に慰留していただいて教育行政、そして太子町政がよりよい方向に向かっていくように努力していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（玉田正典） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

町長が中座していますので、暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時18分）

○議長（玉田正典） 再開いたします。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして質問をさせていただきます。

固定資産税の課税について誤りがあるのではないかとということでお尋ねします。

令和3年度税制改正大綱を見ると、「宅地等及び農地については令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする」とある。太子町もこれを受けて、令和3年5月14日の議会で税条例が改正され、同様の措置が講じられた。

ところが、ある人の土地に対する固定資産税の額が前年の3倍になっていました。なぜこのようなことになったのか説明を求めに行っても明確な答えは得られなかったのですが、そこで以下の点についてお尋ねします。

1、土地の形状及び地目が変更になっていないのに前年度より税額が上がった土地について何筆ぐらいあるのか。

2、約3倍にも税額が上がると納税者は当然不審に思うが、なぜそのようなになるかとの説明が事前にできなかったのか。

3、このような異常値が出る場合に対して、システム異常であるとの警告が出る仕組みになっていないのか。税金は1日遅れると延滞金などがかかると思われますが、納税者の不利益になることが多数あります。このような場合の取扱いについてどういうふうに当局はされるつもりでしょうか、併せて問います。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、1点目の土地の形状や地目が変更になっていないのに前年度より税額が上がった土地について何筆ぐらいあるかとの御質問につきまして、令和3年度におきましては、形状や地目が変更になっていない土地のうち、前年度より税額が上昇した土地につきましては652筆でございます。税額が上昇した主な理由としましては、土地の異動に伴う宅地見直しなど補正率の変更によるもの、また評価額算出の基礎となる路線の見直しによるもの、造成費の見直しや住宅の取り壊しによる住宅用地特例の適用除外などによるものがございます。



次に、2点目です。約3倍にも税額が上がると納税者は当然不審に思うが、それに対してなぜそのようになるとの説明が事前にできないのかという御質問につきまして、固定資産税の評価は3年ごとの評価替えにより見直しを行うこととなっており、評価替え年度に向けて現況を確認し、必要に応じて均衡の取れた適正な評価額の反映に努めているところです。令和3年度はその評価替えの年に当たり、前回の評価替え年度以降、実施していた現地調査の結果を踏まえた上で全体的な評価額の見直しを行っております。

税額に大幅に変更が生じると思われる納税義務者に対しましては、納税通知が届く以前に説明をさせていただく必要性も十分認識しており、実際に区画整理事業など見直しが広範囲に及んだものにつきましては、令和2年度中に説明をさせていただいたという事案もございます。

その一方で、評価替えの前年度におきましては全体的な評価の見直しに伴う業務量の増大により対応ができていない事案もあることから、その結果としまして年度当初に送付いたします課税明細書で確認していただく状況となっております。

しかしながら、納税者への納得性を高めることが必要であることは認識しておりますので、他市町の対応も参考にしながらできる限りの説明に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目です。このような異常値が出る場合に対して、システムでその異常警告が出せないか、また税金では納付が遅れると延滞金がかかるが、納税者の不利益になるようなことなどの場合の対応はどのようになるかという問いにつきまして、システムでの土地異動におきましては、通常農地から宅地への地目変更や雑種地等の造成費見直しなどその異動内容により大幅な税額の増減が発生すること、固定資産税の税額は土地、家屋、償却資産の課税標準の合計額から算出するため、一律に異常値として警告を出すシステムとはなっておらず、データの抽出機能を活用し、突合等の方法により確認を行っているところでございます。

また、納期限後にその税金を納付する場合における延滞金につきましては、地方税法の規定により納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて加算される延滞金を納付しなければならないとなりますが、納税者が納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては延滞金を減免することができるかと規定されており、状況に応じて納税者側にその責めを負う必要がないと判断した場合には「町税等に係る延滞金の減免に関する規程」に基づき延滞金を減免することとなります。

以上です。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 1つずついきましょう、652筆でしたか、かなりの数が変更になったということですけども、今回私に相談に来られた人の分については全く土地の形状とか建物が建ってあったから潰したとかそういうことも何もないのです。そういう何もない状態で——見直しをされたと言われました。だから上がりましたというのは、今年の税制改正大綱に反するのじゃないのですか、まずそれは。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 令和3年度の税制改正でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年度に限り宅地等及び農地については評価額が上昇しても負担調整措置を行わず税額の基礎となる課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額にせよという改正でございます。負担調整措置を行わないということですので、見直しをしないということではないということです。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そうすると、全く何も変わっていない状態で見直しをしたということは、今ま

での見方が間違っていたということになるのですか、それどういうことでそこで税金が上がるということになるのですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 評価見直しというところにつきましては、評価替えに合わせて利用状況の変化等による状況類似区域内での均衡を失する評価を是正するため、現地調査等により路線価付設、画地認定、画地補正、造成費等評価内容の見直しを行っているところでございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 というのは、今まで課税するのに現地を見ていなかったということなのか、そうすると。どういうことで今までの課税のやり方があって、このたび変わったのかというのがどうも全く私が納得できる説明をしていただいていないように思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、現地調査のほうはさせていただいて、今までの状態が近隣の土地等の状況と合わせて均衡を考えたときに妥当な、1つ例を挙げますと造成費の必要な造成費額自体が必要であるというところで上がってきている部分がございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 私、その造成費額がということですが、確かにその土地は昭和40年代の土地で石垣を組んでおるのです。今、町のまちづくり課のほうに聞いたら、今あの崖地はしたらいかんのやと、もうコンクリートで全部してもらわないかと、そうするとこれ、いらおうとしたらこれを全部やり替えてもらわないかん、そしたらもうその土地をとって替えてもそっちのほうで安くつきますよというような話なのです。せやのに、固定資産税が3倍になるってどうも納得いかないということです。

もし造成費を考えるとというのであれば、昔の造成やったらやり替えなあかんねんからその辺のことも考慮すべきじゃないかと思えますけれども、もう一度これ見直すつもりはないですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） おっしゃっている内容が個別の案件でありますので、ここで状況等の説明というものは差し控えさせていただきたいと思います。

税務課において日程を調整させていただいて丁寧の説明をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それはこれから。

この3倍に上がるというの、それはびっくりしますわな。何で3倍になるのやという説明がないので、説明もなしにいきなり3倍ですって通知が——3年に1回の見直しですけれども——来るというのは、これは何ぼ何でもいかんのやないかなというふうに思えますけれども。その辺、窓口に行っても説明がないのです。どういうやつやったら説明して、どういうのがあるのですか、これ。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、町としてどのようなやつについては説明をしどのようなやつについては説明をしていないかというところについての統一的な取決めとしてはないところでございます。

ただ、今後につきましても住民の納得性というものを高めていただく上におきまして、他団体の状況等も調査させていただいて、どこまで住民の方に説明をしていくほうがいいのかというこ

とについてはできるだけ努力した上で説明に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 これは3番とも非常に関連するのやけれども、システム的にある程度異常値だというのは出るような仕組みがあったほうがいいのじゃないかなというふうには思いますけれども。

それと、この税金を持っていったが、いまだに何も返事がないから税金も納められへんのや、どないしていいか分かれへんといってそのままになっておるんです。そういう場合は納税者が原因をつくっておるわけじゃないから延滞金、もうこれはかけませんよということになると思うのですけれども。

これ太子町——私も仕事上他団体のそういう税金のことをしていますけれども、その辺のところをもうちょっとしっかりやられたらどうかな。前にも申し上げましたけれども、固定資産税の調査に行きなさいと。そうせんと結局納税者がええかげんな申告をするというようなことがあるわけです。こういうようなこともきっちりやっついていかないと結局なあなあみたいなことになって、太子町の場合はなあなあになるからそないきっちりせんでもええんやということに結構なっているのです。なるのじゃなくてもう現実に今そういう、太子町はそんな難しくないということになってるのです。だからもうちょっとこの辺のところを税務の仕事は大変やろうけれども、やるべきことはきっちり早いこと処理すべきことはしてもらわんといかんのじゃないかと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 異常値ということで大幅な増額になる方等につきましては、データを抽出した上で前年度比較をした上でチェックのほうはさせていただいているところでございます。今おっしゃられたとおり、現地調査を踏まえて住民の方に公正な税額を頂く上でもきっちりとした体制というのは整えていく必要があるというふうに考えますので、その点につきましてはいろいろな団体等の状況等も踏まえて対応のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 あまりやっておってもあれだと思うんですけれども、ぜひその辺のところを今後改善していただきたいなというふうに思います。

次、行きます。

さきに議員総意で町長に対して意見書を出している。これに対して町長からの正式回答が文書で5月31日に寄せられました。我々は町長の誠意ある回答とは思えません。極めて紋切り型、あまりいい意味で使われない官僚答弁で、反省すべき点がなかったから反省しなかったと後で言い訳できるような回答です。しかも全く具体性がない。反省すべき点は反省するとあるが、何が悪かったかを自覚していないところには全く反省につながらない。

先ほどの出原議員のやり取りで少しは分かってきましたけれども。意見書の②に「今回の不信の原因は町長自身の言動にある。町職員、議会との誠実な対話を通して事態の改善を図ること」とあるが、これに関して一部であるが具体的に申し上げます。

町長は我々議員と話し合いし、そのことを町長の支持者たちにメールを送るが、その結果がどのようなになっていくか考えて送っているのだろうか。「議会のユーチューブを見てください」はいいことだと思いますが、議会にいじめられているとか議員の揚げ足を取るような内容を送り、そ

れを受けた人は匿名（無記名）の手紙を議員や議長宛てに送ってきている。記名で送ってくるのであればまだしも無記名では無責任である。このような無責任な方法を取る町長の支持者であれば、町長も同じく無責任な人だとなんとも思ってしまう。このような言動が議員と町長の対立を生む結果になっている、このことを町長は理解していますか。

町長は一体何人の人にメールを送って、またその内容について公開できるものがあれば公開してください。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 意見書についての回答はということでございますが、まず5月11日付で頂戴しました3点の要望が記載された意見書につきましては、藤澤前議長から対面で受け取りました際、「1、2点目の回答は必要ない、3点目については検討結果を翌日正午までにお示しいただきたい」とされておりました。

また、議会の総意として提出されました意見書について、同様の場で「一般質問のために提出しているものではない。そういった形では利用しない」との発言も併せてございました。しかしながら、この後、5月25日に議長より意見書に対する回答を求める文書を頂戴しましたので、指定のあった5月31日の期限までに回答を差し上げたところでございます。

次に、支持者などへのメールについてでございますが、政治活動の範囲で行っているものであります。また、議員や議長宛ての手紙等については私は承知しておりません。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今回答を文書でしていただいたということですが、これについては私は本当に誠意ある回答だとはとてもじゃないけれども思えませんので、町長がそのように答えられるのであればそれで結構です。

政治活動の一環でされるのはいいのです。当然それは政治活動の一環としてやられる、それは別に何とも言っていない。だからここに書いてあります「ユーチューブを見てください」というようなメールを送る、こういうのはどんどん、せっかく開かれた議会ですから本議会のユーチューブを見ていただくというのは、これは町民の皆さんにこの太子町の状況を知ってもらうということについてはいいと思うのですけれども。ただそれ以外に例えば議会にいじめられているとかというようなことを送っているようです。それから議員の揚げ足を取るような内容のことを送って、そういうようなことが、こういうことが原因になって議会に対して誹謗中傷するようなことが結局議会事務局のほうにも届いているわけですが、そういうようなこと、あるいは議員のところにはワープロ打ちで名前のないのが来たりしているのは事実なのですが、それは承知していないのは承知していないでいいと思いますけれども、こういう内容を町長は送った結果どうなるということを、そういうことをしてもらいがために送ったのか、それともそうじゃないのだと。どういう意図でそういうようなことを送られているのか。それと何人ぐらい——人数をあまり聞くのもどうかと思いますけれども——どのぐらいの方に送られているのか、答えられるのなら答えていただきたいと思います。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 政治活動の範囲でございますので、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（玉田正典） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それ以上もう答えられないなら答えなくて結構です。我々是我々としてのこれからの考えで議会活動をさせていただきますので、ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午後 1 時00分)

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、11番公明党中島貞次でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、コロナ禍の状況の中で亡くなられた方々に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、現在も入院や在宅で新型コロナウイルスと闘っておられる方に対して早期の回復を願ってやみません。また、新型コロナウイルス患者に対して日々治療を続けている医療従事者に対しても感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの状況は日々刻々と変化し、新たな情報等が発信されております。よって、一般質問通告日より1週間が経過しているが、その間、様々な状況変化があったことを前提にして一般質問を行ってまいります。

新型コロナワクチン接種についてであります。

日本で初めて新型コロナウイルス陽性者が現れて、いわゆる中国の武漢ウイルスが原因と見られる陽性者が現れてもうすぐ1年半になろうとしておりますが、いまだ新型コロナウイルスの収束は見えない状況であり、その間にも緊急事態宣言の発出等によって発症を抑えるべく様々な対策が行われてきたが、結果として効果がなかなか現れない状況であった。その間、ただ1つの有効策、解決策がワクチン接種並びに治療薬の開発であった。外国で開発されたワクチン、主にファイザー社製を中心として日本でも接種が始まりました。太子町におきましても高齢者の方々から5月10日より順番に接種がスタートいたしました。

そこで1つ目、高齢者ワクチン接種についての予約等を含めての課題、問題点はなかったのか。

2つ目、65歳以上高齢者の接種予約数及び予約率は幾らなのか。

3つ目、64歳以下接種について、接種対象者数と接種券配布及び予約方法はどのようなのか。

4つ目、ワクチンの入荷状況はどうなっているのか。

5番目、治験が済んでいない16歳未満への接種予定はどうなるのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） それでは、お答えさせていただきます。

1番目の高齢者ワクチン接種についての予約などを含めての課題、問題点はなかったのか。2番目、65歳以上高齢者の接種予約数及び予約率は幾らか。3番目の64歳以下接種について、接種対象者数と接種券配布及び予約方法はにつきましては、午前中に御質問いただいた中薮議員の御質問内容と重複しておりますので、回答につきましては同様でございます。

ただし、お昼に調べましたところ、接種率につきましては太子町が6月2日現在で32.7%、全国が16.9%、兵庫県が12.3%であったということを申し添えさせていただきます。

続きまして、4番目のワクチンの入荷状況はどうなっているのかにつきましては、4月30日に1箱来ました。そして5月5日に1箱、19日に3箱、この今日6月3日に8箱で、8日に4箱の入荷が決まっており、65歳以上高齢者全員の2回接種分が確保できるものでございます。

なお、またお昼に確認しましたところ、6月21日の週に1箱、28日の週に2箱が確定したということでございます。

今後は、64歳以下のワクチンの配分についても一日でも早く希望する町民が接種でき、安心できる環境を整えるため国に強く要望してまいる所存でございます。

5番目でございますが、治験が済んでいない16歳未満への接種予定はどうなるのかというところではありますが、報道でもありましたように16歳未満への接種につきましてはアメリカ合衆国ではファイザー社製のワクチン接種が16歳以上から12歳以上へと変更となっております。そういったところ、一昨日メールが届きまして、ファイザー社製ワクチンについては12歳以上が対象になったというところでございます。これを受けまして、昨日基礎疾患を有する先行接種の方の対象も12歳以上というふうに改めております。

今後、具体的接種方法につきましては、教育委員会、医師会等と協議を進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 午前中の中薙議員の質問の中で、まず気になる点がありましたので1つお答えいただきたいと思います。

65歳高齢者の接種券発行者数9,495人という答えがあったと思います。先日、公明党として調査した高齢者が9,625人です。その差が130人ほどあるのですけれども、これについての考えはなぜなのかというのをまずお答え願います。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 先日お答えした人数といたしますのが、年度初めの65歳以上の人口でございました。このたび改めて確認しましたところ、接種券の発行につきましては9,495人でありまして、こちらの中には接種券を発行する段階において年度初めからの間にお亡くなりになった方、そして医療関係者をそこから差し引くということになっておりますので、そういう差し引いた分がこのような数字になったというところでございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

質問の1つ目に予約等を含めての課題、問題点はなかったのかということなのですが、特にその件に関して答えがなかったのですけれども、こちらから質問させていただきます。

1つ町民の方から要望があつて、高齢者が医療機関へワクチン接種へ行くときに、ある人はやすらぎタクシー制度を使うので500円で済むと。ところがそれを使えないお年寄り、すなわち子供たちとの同居家族、昼間はいらっしゃらないけれども子供たちと同居されているのでやすらぎタクシー制度が使えないという方については二千何百とか3,000円とかかかるわけです。どうしてもかかりつけ医に行くとなると町内でも石海地区から太田地区とか遠い範囲もありますし、逆に町外の姫路市の病院とか、あるいはたつの市の病院とかでかかりつけ医を持っていてそこへ接種に行こうとすると高額な交通費がかかってくるわけです。その件について、補助する考え方がなかったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 当初、個別接種をしていただける医療機関が少ない場合、どうしても交通手段が必要であろうということで検討しておったのですが、幸いにも町内において14医療機関が個別接種できることが分かりましたので、町内分散しているというところと、それからふだんからかかりつけ医へ通われているということがございますので、特段それでタクシー等の補助の実施は考えなかったものでございます。

また、先ほどおっしゃられたように中にはやすらぎタクシー運賃助成制度を御利用いただいて

いるものと考えておりますので、そのような考えでございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 多分そういう、今回特に14医療機関でしたか、町内でそれだけ多くの医療機関で接種できるわけですから、どうしても歩いて行けるとか誰かと一緒やったら行けるとか距離をある程度想定してしまうわけですが、ある人に聞くと私はどうしてもこの病院でないといけなと限定される方もいらっしゃるわけですが、何ぼ近くに病院があっても、いや、私はこっこの病院がかかりつけ医なので絶対こっちに行きたいとこだわる方もいらっしゃるわけですが、その辺の対応が欲しかったかなと。私もそういう意見を聞いて、こういう方もいらっしゃるのに対応すべきではなかったのかなと今さらながら気がついた次第で、今後、64歳以下において当然障害者も含まれてくるわけで、障害者は多分やすらぎタクシーの補助を受けておられると思いますけれども、その辺受けておられない方がいらっしゃる場合も想定されますし、今後65歳以上の方でも受けられる方もいらっしゃるの、その辺考えてみてはどうかと思いました。

ちなみに、国交省のデータによりますと、兵庫県内でも集団接種の場合はバスを結構出しているところもあります。タクシーを出しているのは、加東市とか多可町とか上郡町は外出支援サービスのタクシーチケットになるのですが、その他丹波市でも介護保険要介護認定2以上の市民に対してタクシー料金の一部を補助する制度の利用登録者に利用券4枚、2回分で2往復分というようなことをされておられますし、またお隣のたつの市でも接種会場までのタクシー料金補助、上限3,000円の4回、利用者は後日請求書を添付の上、申請できるというふうな制度もございますし、その他、養父市、加古川市、高砂市でもそれぞれに高齢者に対してタクシー券500円の4回分を支給されておられるという状況で、これは国交省のデータで、これは4月30日現在なのでそれ以降も増えているかもしれませんけれども、こういうふうにして太子町の状況と各市町の状況、あるいは面積とか病院の散らばり具合とか、あるいは接種会場の多さ、少なさ等いろいろ状況はそれぞれ違うと思いますけれども、ただ1点、高齢者の足についてこれだけいろいろ目が行っているということです、これからはそういう65歳未満の方がいよいよ打たれるわけですが、その辺の状況を加味しながら足の確保も考えていただきたいなと考えます。その辺、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 今教えていただいたことにつきましては参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 次、高齢者の接種の状況で、先ほど町のデータによりますと1回目接種済み、予約済みが8,147人、85.8%、これは5月31日分の太子町のホームページから引用させていただきました。残り1,300人ほどがまだ予約までされていないということで、先ほどの午前中の一般質問においてもいろいろと対応をしていただくということをお聞きしましたが、その中で接種したいと、けれどもできない、例えば寝たきり老人——老人と言ったら怒られますけれども——寝たきりで、あるいは在宅で介護されておられるとかというふうな方に対して何らかの方法で皆さんに接種していただきたく思いますが、その方への対策はどういうふうに考えておられますか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 介護度が重くてもふだんから家族等の介助を受けて通院されている方は通院先でということとは可能かと思えます。おっしゃられるように寝たきりという表現をさせていただいて、ふだんから医者に行けない、そういう方というのは訪問診療をお受けになっているというところでありまして、その訪問診療に来られた際にワクチン接種を受けていただくと

というようなことを想定しております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 じゃあ、訪問接種についてもそれぞれの状況に応じて、例えばいろんなところの民生委員とかその辺を通じて行っていきますよというふうな通知の方向で考えられるわけですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 訪問診療をお受けになっている方というのは介護度の重い方でございますので、在宅の場合、ケアマネジャーがついております。そのケアマネジャーがまだ受けておられない方に対してはまず予約しましょうということをしていただいて、それに基づいて予約を入れられて、なおかつ主治医の先生が来られますのでそこで接種をしていただくというような格好になろうかと思います。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

高齢者に対しての予約の際に、なかなか電話が繋がらないとかインターネット予約ができないとかインターネットの難しさ——対象は高齢者ですから——とかでいろいろ苦情を聞いたりします。この際に、当局がやった方法として、インターネット予約は65歳以上全員が一斉に予約できる状況でした。電話予約については1日間を置いて10歳刻みでした。その辺について無理はなかったのか、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 御指摘のように65歳以上の高齢者、まず最初に85歳以上、それから10歳刻みで日にちを分けて開始をしたわけなのですが、それぞれの開始日においてコールセンターへの電話が非常につながりにくいという苦情が殺到していたというのは事実でございます。私どものほうではこれはいかんということで急遽コールセンターでは氏名、電話番号のみを聞き、それに基づいて今度職員が他の回線を用いてコールバックという形を取りまして、それで対応させていただきました。

それでもつながりにくい状況があったのでございますが、今後そこら辺も考慮いたしましてコールセンターの回線数を増やしていくとか、それからこれから年齢も下げていくわけなのですが、10歳刻みではなく5歳刻みへ変更していこうというようなことを今検討しているところでございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 年齢による予約の考え方で、今回太子町は1日置いて10歳刻み、1日置いて10歳刻みでしたが、ほかの市町の状況では1週間ごとに10歳刻みとかという方法も取られていたと思います。そうすれば、1週間余裕がありますから——85歳以上が最初に来ると思うのですけれども——その辺で予約の混乱が生じなかったのではないかな。もうちょっと間隔の余裕を空ければよかったのではないかなということと、もう1つ、インターネット予約は基本的に年齢制限ありませんでした、一斉に65歳以上であればどなたでもオーケーという考え方があったから、そちらも予約がどんどんどんどん入りますから、インターネットのほうが当然早いのですから、それならコールセンターで予約してもなかなか取れないという状況があったと思うのです。

その辺、今後、64歳以下の予約に関して改善すべき点はいかがですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 10歳刻みで1日空けてというところなのですが、実は分析してみますと初日は非常に混雑したのですが、次の日はがらがらやったと。表現が悪かったのか、その



日しか予約できないというふうな勘違いをされたというようなことも聞いたことがあるのですが、初日に集中するという現象がありまして、それ以降、1週間を仮に空けたとしてもあとの残りはがららの状態であるということが起きていたのかなというふうな感じでございます。

それから、インターネット予約についてコールセンター枠というものをしっかり設けておりまして、インターネットで全部埋まってしまってコールセンターで取れなくなるということのを避けたいと思っておりましたので、そこは切り分けて行った次第であります。

それと、本来であればインターネット予約の際も同様に年齢制限を設けていくべきであったのですが、その最初の設定の段階でそれができなかったのですが、今回委託しているインターネット予約のところがそれができるようになったということでありますので、今後年齢はしっかりと制限できるということになると思います。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

これから64歳以下の基礎疾患の方から順番に始まっていくのですけれども、それを過ぎると——健常者という言い方が悪いのですけれども——一般の方向けの64歳以下接種の予約が始まるので、その辺また人数が後ほど来ますけれども対象人数がかなり多いと思うので、その辺の適切な対応だけよろしく願いいたします。

それと、午前中の質問にもあったのですけれども、答えの中で高齢者への未接種者への対応、勧奨ということで、先ほどケアマネージャーとか民生委員とかその辺の方との情報交換をしながらはがき勧奨等で行っていくという話でした。それで、その考え方で現在85.8%まで予約、1回目の接種が終わっているわけのですけれども、目標としてどの辺まで——100%すればいいのでしょうか。——どの辺までいけばいいと考えておられますか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 限りなく100%に近くまでいきたいという思いを持っております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 それと、高齢者の方は結構スマホ、ガラケーよりもむしろ今はスマホの時代ということで結構スマホも持っておられる方もいらっしゃいます。ところが、スマホを持っていてもなかなか電話だけで終わってしまって実際にインターネットを使うとなるとなかなか難しい状況があって、いろいろ聞くとお友達にしてもらったとか、あるいは子供にしてもらったとかという、スマホは持っているのやけれども自分でできないので知り合いの方にしてもらったとかということもあります。そういうときに、そういうインターネット予約ができない方への役場での窓口対応というのは考えなかったのでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 1回目の予約枠がいっぱいになった時点でいろいろ意見を寄せ合いまして、これはさわか健康課だけではなく窓口課も含めて検討させていただきました。5月17日の予約再開に際しまして、役場にお越しになる方もいらっしゃいます。中には先ほどおっしゃいましたようにスマホを持ってこられる方もいらっしゃいます。スマホを持ってこられた方についてはスマホのさわり方をサポートさせていただくというようなことをやったり、中には電話番号とお名前をこちらで控えさせていただいて、家にお帰りになった頃にコールバックをして予約をさせていただくというようなことも対応させていただきまして、オール役場という格好でさせていただきました。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 親切な対応をありがとうございます。そういう意味で、何としても100%、混乱なく接種できるように頑張っていたきたいなと思います。

町民の方で、かかりつけ医に行ったときに他市町の人も当然そのかかりつけ医に行っているわけです。するとかかりつけ医に行った人で、例えば姫路市の人が直接その病院で予約をしたと。町民はできないのですかというふうなことになる、町民は病院での直接の予約はできませんと、一旦コールセンター、インターネットとか電話とかでコールセンターを通じてでないと町民の場合は予約ができないと、これおかしいの違いますかというふうに聞かされたわけですが、まずその考え方はいかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 今、姫路市の方とおっしゃったのですが、実は隣のたつの市が個別接種の予約につきましては直接かかりつけ医というか医療機関に申し込むという方法でありますので、たつの市の方がこのように医療機関に直接来られるのではないかなというふうな予測はしておりました。そうしたところ、町内医療機関の中には町外の方は受け付けないというところも出たりして、いろいろその医療機関の先生の判断にもなるのですけれども、中には主治医として町外の気になる患者もいるので、ワクチン接種は自分のところでないと駄目だという判断をされる先生もいらっしゃるということもありまして、町としては町外の方については医療機関で予約を受け付けていただいてもよいと。ただし申し訳ないのですけれども町内の方を優先していただけないかというお願いもしております。そうしましたら、接種日については5月ではなく6月に入ってから町外の方は接種していただきたいという旨もお伝えしております、それをしっかり守っていただいている先生方が多かったのではないかなと思います。

また、町内の方については電話かインターネット予約のみでお願いしたいと伝えておりましたので、こちらの意向を酌んで先生方に対応していただいたものと思っております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

この問題に関して、例えばある自治体ではかかりつけ医、同じ町内の、その人は東京都の人なので区内です、区内というと結構大きいのですけれども、要はかかりつけ医に直接行って、治療に行ったら、「何々さん、次ワクチン予約されますか」と看護師さんから直接聞かれたと。別に他市町の人ではない、そこに住民票があつてかかりつけ医があつてそこへ行ったら向こうから言われたと。ほんなら、いついつにしますと別にコールセンターなりインターネットとかで予約せずでもできたという事例があるわけです。ですから、その辺ある程度自由にそういうような体制が取れないものかなと私は思いました。ですから、その辺もう少し対応をまた考えていただきたいなと考えます。それはそれでよろしいです。

次、いよいよ64歳以下についての接種が始まるわけですが、10歳刻みでいいです、現状において64歳以下の対象者人数は分かりますか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 今検討しておりますのは、先ほど申し上げましたように5歳刻みでスケジュールを立てていこうということで考えておりまして、64歳から60歳については1,673人、それから59歳から55歳が1,836人、大体5歳刻みでいきますと50歳代でいうと5歳刻みで54歳から50歳が2,300人、49歳から45歳も同様、これ40歳まで同様の人数です。ところが、39歳から35歳になると今度1,903人、34歳から30歳になると1,636人、29歳から25歳になるとさらに少なくなって1,437人、ところが24歳から20歳になると1,711人、今度19歳から16歳で一回切っておりますのでそれまでですと1,598人、このたび12歳まで下がりましたから、それで1,534人

というような状況でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

64歳以下の接種が始まるのですけれども、町のホームページではまず基礎疾患、多分基礎疾患を掌握するのは難しいと思います。質問しても分からないという答えが返ってくると思います。それは省きます。

じゃあ、65歳未満の方で順番として町のホームページに載っていたのはまず基礎疾患の方、それから先ほど話があったところでは高齢者施設等の従事者の優先接種の受付が始まると、これは5月31日から始まっているのですね。

1つ気になったのは、高齢者施設等従事者というたらどこまでの範囲が関わるのか。例えば私の身内で老人施設に行っている者がおるのですけれども、姫路市ですけれども。もう既に打つと、その施設から言われてもう先に打ちましたというふうな状況もあるわけで、これは一体どういう範囲の人をいうのでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 町内の入居施設で特別養護老人ホームであるとかそういう施設のほうの判断にはなるのですが、最初に医療従事者の後に高齢者の施設入所者ということを先にさせていただいて、国のほうからもその施設のほうでそこに一緒に働かれている方も同時に打つても構わないという文書がありまして、その顧問医の先生と相談したところ、集団免疫をつくるにはそこで打つ打たないではなくみんなが打つということのほうが効果が高いのでそうしましょうかというところは打っていただいたというものです。

このたび、それでも訪問系の方というのがまだ打てていない方もいらっしゃいますので、そういう方も高齢者施設の方という位置づけにもなっておりますので受けていただこうと。また、町外の施設で働かれている方ということが私どもで把握できませんので、そこは申請していただいて優先接種の中に入っていただくというような考えでございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 高齢者施設の従事者というのは基本的にヘルパーとか介護される人、あるいは事務職員、それから調理人、それからあるところではその施設に掃除に入る清掃業者とか施設内に関わるいろんな人がこれの対象にはなると思うのです。だから、これらの方への周知、インターネットで開始しましたということですから具体的にどのような周知をして受付を開始した——これは施設から町のほうへこの人が対象になりますよという報告形式になると思うのですが、そういう方法ですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 高年介護課を通じて各施設、それから事業所へ照会のほうもかけさせていただいたり、勧奨じゃないですけれども呼びかけていくというようなこともしておりますので、できるだけ一人でも多くの方に接種していただくよう努力しているというような次第でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

いよいよ64歳以下の接種がスタートしていくわけですから、64歳以下になりますと、今回12歳以上になりましたから学校、あるいは大学——大学で下宿生は別ですけれども——とか社会人、現役で働いている方がもう結構いらっしゃるわけで、その辺、休みでないと行けないとか、昨日のニュースでしたか、大きい会社でしたら職域でワクチン接種をする、あるいは大学でワク

チン接種をするというふうな動きがニュースで報道されましたけれども、64歳以下になりますとそういう働く人、お勤めに出る人が結構パートも含めて多いと思うので、休みの日、土日等も接種日の考え方はいかがですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 土曜日につきましては町内の医療機関でも既にもう通常の診療を行われて、なおかつワクチンのほうも接種されているところが多くございまして、日曜日につきましても数医療機関は既に実施されているところもございまして。ただ数は少ないものですからそこは集団接種で日曜日に実施ということも考えていかなきゃいけないのだろうなと思っているのですが、その前提としてワクチンが、御存じのようにファイザー社製と、それからモデルナ社製の2つになってくるとのことと、それとファイザー社製は12歳からいいのだけれどもモデルナ社製は16歳からですよとかいろんな制限があったり、それからワクチンの供給がはっきりまだ、先ほど申し上げたとおりその先がまだ見えないところもございまして、そこら辺がはっきりして供給がはっきりしてくると集団接種もしやすくなりますので、そうしてスタッフのほうの確保に今後努めていきたいというふうなことを考えておる次第であります。

それと、職域の話も出たのですが、職域、それから大学等での接種について、報道はありましたが、じゃあ実際にワクチンとかの流通をどうするのだとか事細かなことはまだ来ていませんので、何とも申し上げようがないというのが事実でございまして。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

特に64歳以下というのは対象人数が多いので、当然町にワクチンがどれだけいつ入るかその状況次第で多分いろいろ変わってくると思います。64歳以下の順位として今町のホームページではまず基礎疾患、それから高齢者施設等従事者というふうな考え方でこれからやっていくということなのですが、例えばニュース等でも問題になっております保育士とか幼稚園教諭、認定及び認可外等を含むと思うのですが、あるいは太子町においては学童保育とかこの間オープンしました子育て支援センターひまはびの方とか結構子供と密接に関わっているいろんな保育とかをされるケースが多いわけです。特に年齢が小さくなればなるほど職員と子供との接触の割合というのはかなり高まっています。

そういうことを考えると、この方たちを優先的に接種してもいかなものかなと思いますが、その考え方についていかがですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 話はずれるかもしれないのですが、ワクチンの無駄な廃棄を避けるためということでキャンセル待ちについては市町村の判断で可能ですよということですので、それについては先ほどおっしゃられた未就学児の関係する施設の職員については優先的にというところは、医療従事者、高齢者、その付添いの方、それでもなおかついなければ未就学児の関係者のリストを提出してもらってさわやか健康課のほうで保存して、さわやか健康課に連絡があり次第すぐ連絡を入れるというような体制を取っておるのですが、先ほど言われました64歳以下の優先順位については国の基準がございまして、国の予防接種の実施に関する手引というものに沿ってやっております。ただし、一部の報道では御意見の内容に国の指針といいますか手引のほうを改定されるのではないかというような検討がされているというふうに聞いておりますので、その改定がございましたらそれに従うというような格好で考えております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

先ほどの午前中の質問の答えにも関連するのだけれども、キャンセルがあった場合にどうするかということで午前中もありましたし、この前神戸新聞でも発表されまして非常に好評だということで、これだけきっちり決まっているのは珍しいというふうな話がありましたが、そのキャンセルが出た場合に、予約の取消しはインターネットとかコールセンターでまずキャンセル、取消しがあってという順番になるのだろうと思う、直接病院にキャンセルする人もおるのかもしれませんが。その場合の人数の当て方は先ほど言われた医療従事者、65歳以上でまだ接種していない方、64歳以下で付添いの方、4番目として保育所とかの先生方になるのですけれども、そのリスト、どの方が順番で打つようになるのか。遠い近い、距離は関係ないかと思います。ファイザー社製は常温で最大6時間か5時間もつそうです、それ以上行ったらもう使われないという格好なので、その順番です。もう決まっておるのですか。医療従事者やったら例えば耳鼻科のこの先生、ここの耳鼻科の看護師とかある程度リストは決めてあるのでしょうか、その辺をお尋ねします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） キャンセルが出たその医療機関のまずその医療従事者という格好です。そこでまず1番目に来ます。恐らくもうそれは行き渡ったのかなと思いますので、次にそれぞれの予約のメールが各医療機関に行っていますので、そこには電話番号等が書いてあります。翌日以降の予約者の中から順番に医療機関が連絡をされて、すぐ来れますかという連絡はされておられます。それでもたまにないときがあると。そのときには町民の方に限るのですけれども、待合室を見て高齢者の付添いの方に声をかけていただく、そういうことをされています。それでもまだない場合があります。今までに5件ほどさわやか健康課のほうに連絡がありまして、さわやか健康課のほうとしてはその医療機関に近い未就学児の施設に連絡を入れて「早く行ってください」というような連絡体制を取っているという次第でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 キャンセルする場合、連絡してくれる人はありがたいのです、当日であっても。この時間は行けませんと。ところが、なしのつぶてで何にもない、けれども時間になっても誰も来ないという状況になったときの対応というのは考えておられますか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 本来それは望みたくはないのですが、事実あるそうです。そんな場合も御本人に医療機関から何回も連絡はされるのですけれども連絡が取れないという場合は、もう仕方がないので次の方へ連絡していくというような格好になるということでございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 次の方、順番で真ん中の方やったらずらせばいいのでしょうけれども、最後の人、1日2こま、3こま、多いときは4こまとかあるのでしょうけれども、最後の方となかなか連絡がつかないという場合は当然さっきのリストから順番にすぐ来れる人、その病院から近いすぐ来れる人に「すぐ来てください」という格好と思います、分かりました。

ということと、先ほどの話の中でキャンセルのときは町民限定だというふうな話があったのですけれども、町内の従事者であっても町外の方もいらっしゃると思うのですけれども、その方は外すと。受けておられなくてもその方は基本的に外す方向性で考えられるのですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 医療従事者については特に町民でなくてもいいのですが、「町民に限る」というのは、当然太子町ですから接種券の発行が町民の方しか出せませんので、それで町民に限るというふうにさせていただいております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

今後、いろいろ先ほどから部長の話の中で、要はワクチンがどれだけ入るかという状況次第で多分予約も限られてくると思うのです。ですから、当然先ほどの人数というとかなり、1万五、六千人ですか。人数を正確に計算していないのですけれども、65歳未満、1万数千人になると思うのですけれども、その方が接種券をもらって一斉に予約してしまうと当然ワクチンの入荷とバランスが取れなくなって予約過多になっちゃうと思うのですけれども、その辺のバランスの取り方。それから65歳未満の予約について、ある程度ワクチンが現状これだけ入る予定だから人数も世代も例えば65歳から55歳限定とかというふうに枠を絞って予約を扱うのかという、その辺のワクチン数と予約数のバランスの関係を説明してもらえますか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） おっしゃられますように、勝手にこっちが予約枠を先行して取っておいてワクチン来ませんでしたといったら大変なことになりますので、私どものほうとしては県から入荷の確約情報が来次第——当然予約枠ですから、今は個別接種ですのでその情報を基に各医療機関と調整をさせていただきます。その予約枠を増やすときに、まずワクチン数、確約取れる数、それから医療機関の状態、それらを調整した上で予約枠を拡大していくというような格好をしていますので、そこは安全性は高いという思いでございます。

それと、今後につきましては、基礎疾患の次が64歳から60歳、次59歳から55歳と5歳刻みに、できるだけ1週間も置かずに、できたら短めにどんどんと予約できるような格好にしたいと思うのですが、ただ何回も申しますようにワクチンがはっきりと確約取れる量が多ければそれだけ枠も増やせるのですが、今の段階ではまだまだそこまでいかないのでそこら辺を考えると制限はあるのかなというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました、ありがとうございます。

その辺バランスを取りながら。あと接種券、64歳以下の方について接種券の発送が6月下旬から始まるのですけれども、7月に町ホームページ、64歳以下の方の段階的受付開始予定ということになっているので、65歳未満60歳以上、60歳未満55歳以上とかという方の予約についてどういうふうに、いつから始めますよというふうに連絡、通知を行うのでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 我々が当初思っていた以上に早く65歳以上のワクチン接種が完了するのではないかなという見通しが少し立ってきましたので、今ホームページで上げているよりも早く64歳以下の皆さんに接種券はお配りできるのではないかなと思っています。その中に、いついつから60歳から64歳は受付開始ですよとかそういうような案内をさせていただこうと思っています。

ただ、まだまだ調整は要ります。だけれども今以上には早くできるのではないかなというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。とにかく予約の段階で特に混乱が起きないようにだけよろしく願いいたします。

それから、先日、公明党として聞き取り調査を行ったときに、8月末までは取りあえずワクチンの接種可能数はあると。ところが9月以降は未定ということで、1日1,000件が基準と。1,000件というのは説明不足なのですから、1回目を打っている方が1,000人で、2回目受け

る方はその日も1,000人、だから合計2,000人分が受けられるのですが、この1,000件というのが基準なのですか、それ以上は病院の関係とかで増やすことは——入荷にもよるのでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 報道を見られた先生方が、特に65歳以上は早くしないといけないということで予約枠も増やそうと、できるだけ前倒しにしようといって御協力いただいて、それで達成したのが1,000件という状況でありますので、それよりさらに増やすというのはしんどいのかなというのが本音でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 分かりました。

あと、最近のニュースで、先ほども部長から話がありましたけれども、今回対象年齢が引き下げられたと、12歳以上15歳以下が今度対象になったと。これは治験が終わったというふうな情報は聞いていなかったの。ところがアメリカは既に同じファイザー社製でこの年齢層で既にスタートしているという状況からいろいろ判断されたのかなと、国がそういうふうに判断されたのかと思うのですけれども。

今度は12歳から16歳未満というたら生年月日にもよるのですけれども大体小6から中3の間ぐらいが相当するということで、当然この辺は保護者の同意とかが必要かなとは思いますが、義務教育なので。それと、当然学校を中心に多分接種することになるかと思うのですけれども、その辺の集団接種の考え方についていかがですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 教育委員会と協議させていただいて、なおかつ打ち手の確保も医師会等と協議をさせていただいて、できるだけ速やかにしたいというふうに、集団接種の方向に向けてやっていきたいというふうには思っておるのですが、もしかしたら時期が夏休みに入っている時期になるかもしれませんので、そこら辺も考えていろいろ協議させていただきたいと思っております。

保護者につきましては当然同意が要りますので、御案内の文書の中で同意が必ず要りますよと、同意がなければ接種できませんというのは明記させていただく予定でございます。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 特に保護者になりますといろんなワクチン接種について積極的に賛成の方もいらっしゃる一方で、いろんなニュース、報道で副反応云々の話が出てきて不安だという方も少なからずいらっしゃるの事実です。副反応というのはどの程度まで副反応というのかに限ってしまいますけれども、極端にアナフィラキシーになってしまうとそれはやばいのですけれども、多少膨れたとか痛みが残ったとかやったら昔日本脳炎にもありましたから。1日で痛みなんか治まらずに2日、3日と結構腫れたままで痛い状態が続きましたから、どこまでを副反応というかしれませんけれども、その辺を今後教育委員会とそれぞれ協議されて、義務教育年齢になるといろいろ協議されると思いますけれども、その辺誤解のないように、受けられる本人もそうですし保護者にも丁寧に説明していただいて、当然アメリカではもう多くの方が受けておられるわけですから、その成果、結果をもって大丈夫ですよというふうなデータも必要になるかと思うので、その辺今後よろしく願いいたします。

すみません、いろいろ長々と細かいことまでお聞きしまして、すみませんでした。これからもワクチン接種を取り巻く状況は日々変化していくと思います。迅速な対応を今後ともお願いしたいと思いますし、また一刻も早く12歳以上の町民に対してワクチン接種が完了するよう努力して

いただきたいと同時に、私たちも国会議員等を通じて要望、改善など日々発信に努めているところでもありますし、これからも新型コロナウイルス収束に向け我々も努力していきたいと考えております。コロナ禍以前の生活が取り戻せる日が来ることを念願して、少し長くなりましたが一般質問1つ目を終わります、ありがとうございました。

このまま帰ろうと思ったのですが、2番目があります、すみませんでした。

2番目、学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションについてお尋ねいたします。

「誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学び」の実現を目指すGIGAスクール構想の一環で、児童・生徒に1人1台の情報端末の貸与並びに校内の高速ネットワーク整備が進められてきました。ソフト面では、児童・生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実や、「特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習上の困難の低減に資するもの」としてデジタル教科書の導入が現在進められている状況です。

1番目、現状のハード、ソフト面での整備状況を尋ねる。これも今まで何回となく報告があったことですが、改めてお聞きします。

2番目、小・中学校におけるICTを活用したオンライン学習の取り組み状況を尋ねます。

3番目、教職員研修の実情はどうなっているのでしょうか。

4番目、デジタル教科書のみを使用した場合、学習の基本能力である読解力の低下が危惧されていると聞きます。それへの対応はどういたしますか。

以上です。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の現状のハード、あるいはソフト面についてであります。ハード面については校内LAN環境のネットワーク工事は昨年の11月末で完了しております。また、児童・生徒1人1台の端末、これはたつの市とも合わせておりますが、クロームブックにつきましては本年1月末に完了しております。

本年2月から各小・中学校において児童・生徒の発達段階に応じて端末の基本的な扱い方、あるいは操作方法の指導、あるいは授業、あるいは様々な場面で試行錯誤しながら現在使っております。しかし、大規模の小学校、具体的には太田小学校になりますけれども、それから中学校において全校一斉に起動させると速度が遅くなったりインターネットにつながらなくなったりする状態が一部ございます。そのため、今回の補正予算として小・中学校のインターネット回線の増設を現在議会上程をさせていただいております。

また、本年度当初予算計上しておりました中学校の大型提示装置の配備につきましては、5月入札を目指して準備を進めておりましたが、世界的な半導体不足の影響で予定をしておりました製品、あるいは類似品も含めて調達が非常に困難である旨を業者のほうから聞いております。現在も一刻も早い整備に向けまして関係者と協議を継続しておりますが、まだ今のところいつ入ってくるかどうかは製品自体が難しいということは聞いております。

続いて、ソフト面ですが、小学校においては1人1台の端末に活用できるよう、国語、算数、理科、社会、外国語の中から学年に応じて2教科から5教科に対応した学習ソフト、みんなの学習クラブをたつの市と合わせて導入しております。

中学校におきましては、国語、数学、理科、社会、英語の5教科プラス技術、家庭、音楽、美術などの実技教科を含めたそういうものに対応した学習ソフト、eライブラリーを導入して現在使用しておるところであります。

2点目のオンライン学習の取り組みですが、オンライン学習は新型コロナウイルス感染



拡大に伴う臨時休業、あるいは様々な理由で登校することが困難な児童・生徒への支援として大変有効な手段の1つであると考えております。1人1台の端末を活用したオンライン学習の取り組みについては、町内の各小・中学校で共有しているフォルダー内に臨時休業中に多く作成しました学習支援動画、例えば数の大小とか地図の書き方、絵の具の使い方、ボール運動、花の種をまこう等々、そういう活用した学習は各小・中学校で効果的に使われて行っております。

また、教室には今入れないけれども、別室登校といって校舎内の別の教室に登校できる児童・生徒が何名かおります。そういう生徒に対しては教室の学習状況をカメラで撮影し、その様子を別室で見ながら同時に学習に参加できる。あるいは生徒会の役員選挙の立会演説会を行う。あるいは全校集会で密になるので校長先生が挨拶をするとかそういうような中継方式のオンライン学習は複数校で行っております。

現在、タブレット端末を使って2カ月余りがたちましたので、各小・中学校におきましては1人1台の端末を利用して、教師が教室以外の別室で授業を行い、教室にいる児童・生徒と双方向のオンライン学習、自宅と学校を取りあえず学校間で試験的に実施する計画を今しております。

しかし、学校と家庭を結ぶ双方向のオンライン学習の実現につきましては、以前も申し上げましたように各家庭のインターネット環境、あるいは各家庭の生活環境等々非常に複雑なものがございまして、配慮する必要があるかと思っております。

今後、オンライン学習の充実に向けまして教職員研修の継続、あるいはもう一度各家庭におけるインターネット環境の状況及び保護者の意識調査等も併せて行いたいと考えております。

3点目であります。教職員研修につきましては、タブレット端末が整備できました本年2月から3月にかけて、各小・中学校の情報教育担当者、あるいは各学年の代表者など40名ほどを集めましてクロームブックの操作方法、あるいは具体的な活用について研修を実施しております。そして、各学校においてはこの研修会に参加した教員が講師となりまして、研修内容を他の教職員に伝達をする還元研修を行っております。

また、県教育委員会のほうでは専門的な指導主事がございますので、そういう専門職員を招聘をしまして校内研修会を実施し、その情報を他の小・中学校にも連絡し、合同で研修も行っております。

町教育委員会としましても、たつの市教育委員会、あるいは揖籠教育研修所と連携し、本年度も教職員研修会を計画的に研修もしております。また、県教育研修所が実施する研修会も積極的に参加するよう、校長会を通じて連絡もしております。

また、具体的な活用とか情報提供として、たつの市教育委員会と連携をしながら毎週1回、「揖籠GIGAだより」を発行しまして、5月末現在12号の発行となっております。この中には、それぞれの学校の具体的な実践事例、効果的な実践事例をはじめ、今後、参考となる学習ソフトなどを紹介しながら教職員の意識の高揚、あるいは資質の向上に努めております。

さらに、本年4月より教育委員会に情報教育に精通しました指導主事を1名追加で配置をし指導主事3名体制とし、各学校の指導の充実に努めているところであります。今後とも、計画的、組織的に研修を行ってまいりたいと考えております。

最後の4点目ですけれども、本年度、文部科学省のほうにおきまして学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業というのを本年度から文部科学省のほうで行っております。これにつきましても、たつの市教育委員会とも連携も取りながら本町においても町内の小・中学校がこの事業に参加をしております。具体的には太田小学校を重点校として、全学年で算数のデジタル教科書を使用しております。その他の小学校におきましては、5年生、6年生を対象として外国語や算数、社会で使用しております。中学校におきましては、全学年を対象としまして、

理科、英語のデジタル教科書を選択し、国のガイドラインを参考にしながら使用しているところ  
であります。

議員御指摘のように、デジタル教科書の使用につきましてはメリット、デメリットがあることは承知しております。そのため、本町におきましてはデジタル教科書のみを使用した授業を行うのではなく、あるいは従来の紙媒体の教科書と併用した授業を行うことにより、紙媒体の教科書、あるいはデジタル教科書のそれぞれの強みを生かして御指摘のような危惧を払拭できるのではないかと考えております。

デジタル教科書の利点としましては、拡大、縮小が自由であります。読ませたい文章のみを表示したり切り取ったりもできます。あるいは立体図形などを展開したり回転させたりするなど様々な利点が上げられます。

また、これは従来からありますが、特別な支援を必要とする児童・生徒、視覚障害、聴覚障害、様々なそういう支援を必要とする児童・生徒に対しては、音声による読み上げ、ルビ打ち、文字の拡大や行間、文字間の変更等々いろんな支援ができるようになっております。これらの機能を活用することで、そういう特別な支援を必要とする児童・生徒をはじめ全ての児童・生徒に分かりやすい最適な学びを保障できるものと考えております。

この文科省の実践検証に今参加しておりますので、今後もデジタル教科書の効果的な活用について検証はしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（玉田正典） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 いろいろ細かい説明をありがとうございました。今の説明で太子町の現状とかいろんな部分で多くの情報が得られたかなと思います。

表題にもありますけれどもデジタルトランスフォーメーションという言葉ですけれども、要は先ほどいろいろ活用事例が述べられました。パソコンとかをただ与えたらいい、あるいは環境をそろえたらいい、ただそれだけじゃなしに実際にその子供一人一人の状況に応じた教育ができる。進んだ子に対しては割とある程度高度なこともできるでしょうけれども、やはり教育——一斉授業なんかでも分かると思います、この子は進度が遅いという方に対してもこのデジタル化によりましてその子に応じた教育というのが適切に施されるということで、今までの、私が小さいときから受けてきたそういう黒板に向かって先生がおって一斉授業を受けて、分かる、分からへんけれどもその日が終わっちゃったと。帰って宿題をしたけれども何やったんやろうなこれとかという、そういう状況からその場その場で分かるようにしていく、理解力を高められるというのが今回のデジタルトランスフォーメーションということだろうと思います。

私自身がいろんな情報を知ったときに、例えばソフトによっていろんな考え方がありますが、数学で生徒の答え、回答から理解度を判断して次の出題を自動選択してくれると、これはすごいなと。この子はあまり理解できないからあれやけれども、理解できる子やったら次に勝手に問題が——だから先生が楽なわけです。この子やったら次に勝手にこの問題が入ってくるわけですから。だから個別化というのか個人個人に応じた教育ができるというのが1つのメリットかなと。

先ほどオンラインの話が出ましたが、例えばこれは熊本県の例なのでありますが、外国語の授業でネイティブの発音指導を受けたりできると。既に情報はいろいろ受けておられると思うのですが、あるいは学校外のそういう専門的な知識を持った人にオンラインで話をしてもらって子供たちはそれを聞く。例えば極端な話、宇宙飛行士がこの前帰ってきましたけれども、オンラインで出てきてもらって、こっちがオンラインで教えてもらって、実際どうやったの

かと双方向で聞くこともできるくらいのそういうことが可能になった。

それから、こういうソフト、いろんなソフトがあるのでしょけれども、あるところでは児童・生徒ボードということで、生徒ごとに基本情報を全部データとして取り込んでしまうと。基本情報、生活情報、学習情報ですから多分生まれや生い立ちから今まで担任の教師以外——生活指導の先生も知っているのかな、分からへんけれども——知り得なかった情報をこのボードを使用することによって学校全体として共有していこうと。今この子はこんな状態ですよというのを担任の先生だけでなしに、当然校長先生や教頭先生もそうですけれどもほかの先生にも情報を共有しながらこの子に、例えば別に会いますやん、授業中でなくても、ならこういう接し方をしていかなあかなとかそういう情報共有ができるというふうなことで、要はきめ細やかな個別指導というのできるようになっちゃうわけです。

その辺で今後、特に大変なのは教える側、要は子供はいいですけども教える側、指導する側がこれから大変になってくるのだろーと思います。いかにして子供たちのためにそういう適切な情報を持って——せっかくある程度ハードもソフトも環境が整ってきたわけですから、その辺が多分大事だろうと思っていきますので、その辺、先ほど読解力の低下についてはもう当然危惧されていると思いますので、さらに一層進めていくためには教職員研修、これが僕は一番中心かと思っていますので、もう一度その辺のことだけ、今後国や県の流れもあるのでですけども教職員研修について決意なり抱負なりをお願いしたいと思います。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 教職員研修につきましては、本当に様々な研修手法、あるいはそういう取り組み事例がありますので、それぞれにつきまして新しい、あるいは効果的な、あるいはそういう学習ソフトの紹介等々、いろんなものがありますので、そういうものを指導主事も研修もしながら町内の教職員の資質向上に着実に努めてまいりたいと考えております。

特に揖龍地区、たつの市と一緒に連携をしながらいろんな取り組みを今やっておりますので、それぞれの情報交換もしながら充実をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 中島議員、質問は簡潔にお願いします。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 もう最後のまとめです。前半がいろいろ長くなりましたけれども、後半があまり聞くこともなく淡々と終わって申し訳ありません。

今後、教育行政において基本的には一人も取り残さない教育の在り方が問われるかと思いますが、一生懸命これからも教育委員会と現場の先生方と一緒に頑張っていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（玉田正典） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 12番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1番、生理の貧困に関する取り組みについてでございます。

最近まで、生理、ナプキン、タンポン等を公に口にすることができない風潮でしたし、今年3月に初めてこの言葉を耳にしたとき、女性としてもどういうことか分かりませんでした、理解に苦しみました。しかし、3月以降、国での国会の動きもあり、新聞報道やテレビニュースで当事者による体験談も取り上げられ、SNS、ツイッター、フェイスブックなどで多くの女性が声を上げだしたことから、私自身も生理の貧困のことを知れば知るほど人の尊厳に関わるということ

が見えてまいりました。

任意団体「みんなの生理」が3月4日に公表いたしました「日本の若者の生理に関するアンケート調査」によると、20歳代から30歳代の女性が新型コロナウイルスの影響による経済的な理由で生理用品を買えなくて困ったことがあるという人が3人に1人いるという結果が出ております。

また、15歳から24歳の2,000人へのアンケートでも、経済的な理由で購入をためらったが78%、また虐待や親からのネグレクト、父子家庭で親が買ってくれないというのが5%という結果も公表されております。

コロナ禍、そうした女性たちを支援するため、防災備蓄の有効活用を含めた町内の学校や公共施設などへの無償提供や生活困窮世帯への支援を行うよう各市町に対し要望するなど、公明党のネットワークで全国で展開をし、多くの市町で支援が始まっております。

この町におきましても、3月29日には公明党として町長にコロナ禍における女性の負担軽減に関する要望書を提出させていただきました。そして、先日、町内2中学校に600個ずつ防災備蓄の生理用品を利用した配布が決まったということをお聞きしました、本当に敬意を表するものでございます。

以下、8点について当局の見解をお伺いいたします。

(1)生理の貧困に対する認識は。

(2)生理用品が個室トイレ内に配置されることが理想ですが、配布される太子東中学校と太子西中学校での取扱いはどうされるのでしょうか。

(3)早い子は10歳頃から初潮を迎えます。子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう小学校にも生理用品を提供し、困っている児童・生徒に届けられないのでしょうか。

(4)困っている女性にも配慮の上で生理用品の配布を行い、そこから生活支援につなげられないのでしょうか。

(5)子ども食堂などNPO等と連携し、多くの困っている貧困女性に届くような取り組みができないのでしょうか。

(6)政府は今年3月23日、新型コロナウイルスに対応するための予備費を活用し、経済的な理由で生理用品が買えない女性の対策を進めると決定いたしました。この地域女性活躍推進交付金の活用についてこういうのがありますよと提案をさせていただきましたけれども、その後、町としてこれは活用されたのでしょうかについてお伺いします。

それから、(7)コロナ禍だけではなく、生理は毎月毎月これからもずっと若い女性にとっては来ます。生理用品の配布に当たって継続的に実施する仕組みを考えられないのでしょうか。

最後、(8)生理用品の寄附を受け付けるような仕組みを構築できないのでしょうか。

以上について答弁をお願いいたします。

**○議長（玉田正典）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（杉原勝由）** 私のほうから、1番目の生理の貧困に対する認識につきまして、それから4番目の困っている女性にも配慮の上で生理用品の配布を行い、そこから生活支援につなげられないかにつきまして、5番目の子ども食堂などNPOなどと連携し、多くの貧困女性に届くような取り組みができないかについて、6番目の政府は令和3年3月23日、新型コロナウイルスに対応するための予備費を活用し、経済的な理由で生理用品が買えない女性の対策を進めることを決定している。町として、この地域女性活躍推進交付金の活用についてはどうだったのかについて及び7番目のコロナ禍だけではなく、生理用品の配布に当たって継続的に実施する仕組みを考えられないかについて、そして並びに8番目の生理用品の寄附を受け付ける仕組

みを構築できないかにつきましてお答えさせていただきます。

まず、生理の貧困に対する認識はということでございますが、御質問をいただいて改めて再認識したというところでありまして、本町では生理用品に限らず家庭で消費しない食品や紙おむつ、マスク、学校の制服などを御寄附いただき、新型コロナウイルスの影響で収入が減った家庭や生活困窮世帯、福祉団体、施設、子ども食堂などに配布させていただくフードバンク活動を昨年度から実施しております。このフードバンク活動の中で御寄附を頂くことをフードドライブと呼びまして、昨年7月6日から10日までの5日間、庁舎エントランスで第1回フードドライブを実施しました。その結果、食品が297.8kg、日用品が63.5kg、マスク214枚の御寄附を頂きました。

そして、この生活支援は継続した取り組みが必要でありますので、10月26日にはNPO法人フードバンクはりま、太子町民生委員児童委員協議会、太子町社会福祉協議会と太子町との4者でフードバンク活動に関する連携合意書を締結し、社会福祉協議会及び社会福祉課に常時寄附窓口を設置いたしました。

さらに、定期的にフードドライブを開催することとなり、11月25日から27日までの3日間において食料品925kg、古米1,357kg、マスク319枚、制服、体操服22着等の御寄附を頂きましたが、しかし昨年度は生理用品の寄附はございませんでしたが、クオカードや商品券の寄附がございました。生理用品をこのクオカード、商品券で購入いたしまして、必要な方へお渡ししたものでございます。今年度におきましても、7月8日から9日に社会福祉協議会窓口及び庁舎エントランスにてフードドライブを予定しております。

今後も、生活困窮世帯をはじめ福祉団体、施設、子ども食堂への支援を継続してまいりたいと考えております。

また、フードバンク活動は御寄附いただくことで賄っているものでございますので、6番目の質問にございました地域女性活躍推進交付金の活用については考えておりませんでした。今後、この交付金の活用について参考にさせていただきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

**○議長（玉田正典）** 教育次長。

**○教育次長（栗岡正則）** 私のほうからは、2番、3番についてお答えをさせていただきます。

2番の生理用品が個室トイレに配置されることが理想だが、配布される中学校での取扱いを伺うということでございます。このたび防災備蓄品のほうから30個入り20パックを両中学校に配布いただきました。配布を受けた中学校におきましては、それぞれについて保健室で保管し、必要になった生徒に配布、それからもう一点は校内の女子トイレの個室に配置し、必要な生徒が安心して使えるようにする、この2点で取扱いをさせていただきます。

3番目の子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、小学校にも生理用品を提供し、困っている児童・生徒に届けられないかというものでございます。小学校におきましては、現在学校内で急に必要になった児童がいた場合、保健室であらかじめ用意したものを養護教諭からお渡しをしております。現在、対応する人数について学校で保管している生理用品の数で不足はないという報告を受けております。

困っている児童に個別に渡すということについてでございますが、子供たちの困り感を的確に捉え、子供たちに寄り添い適切な対応を考えてまいります。

以上でございます。

**○議長（玉田正典）** 井村淳子議員。

○井村淳子議員 生理の貧困に対する取り組みということで、これ私も話を聞いたときにはどこでの話かなと思ったぐらいですけれども、もともとはといえば世界の各国で既にこの生理の貧困に対する対応が始まっていたということが後で分かってきました。世界では生理の貧困の解消のため、イギリス、フランス、ニュージーランド、韓国等でも小・中学校、高校で生理用品が無償で既に提供されているそうです。アメリカでは生理用品に係る税、いわゆるタンポン税と言われているそうですけれども、これも廃止をされた州もあるということです。ジェンダー平等の観点から、トイレットペーパーが無償なのになぜ女性だけが生理用品に税金がかかるのかといった女性の声が行政を動かしたということが言われております。世界でもそういう流れの中で、今後、国においてもこういうふうな税金のこととかジェンダーフリーのこととか様々進んでいくものと思います。

一番身近な太子町としてやっていってほしいということが既にフードドライブの活動の中で一部もうされているということで、今後生理用品をフードドライブ——私も期限切れ前のものを、ああ、これもう家で使わないから持っていこうということでそういうものは地域の集まりなどのときに持っていっていただくのがございます、捨てるよりもほかの人に使っていただくのがいいなということで。なかなか生理用品というのが、そこに持っていっていいものかどうかためらわれるような風潮がありますので、今後は持ってきてほしいものの中に生理用品、日用品としてくくっているのかもしれないけれども、生理用品として明確に記載をして寄附を募っていただけたら。要らなくなる時期もございまして、それをまた寄附ができるかなと思いますので、今後4者協定の中で困っている人にお配りをする用品の中にこの生理用品が確実に手当てされるようなそういう仕組みをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） フードドライブ及びフードバンク活動につきましては継続的に行う予定でございます。また先ほどおっしゃられましたように生理用品を明記するというので、日用品の中に紛れ込むのではなく生理用品などという記載もさせていただいて、できるだけ多くの寄附を頂くというようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 順番に質問をさせていただきます。

2番のほうで中学校の取扱いということでお話がありました。保健室に保管、そして必要な方に渡すと、それと既に校内の女子トイレの個室にも置くということで対応していただいておりますので、本当にこの後の小学校にも関わることですけれども、保健室に置いてあるのは想像できます。でもそれを取りに行くのは、なったらもう仕方ないのですけれども取りに行く勇氣というのも子供なり思春期の子だったらありまして、その部分も配慮していただきたいなと思うところです。

東京都の教育委員会は、昨日のニュースでしたけれども今年の9月から全ての都立学校の女子トイレの手洗い場などに生理用品を置くことに決めたと。児童・生徒がいつでも生理用品を入手できる環境を整えて安心して学校で過ごせるように取り組みたいというニュースが昨日流れました。ここの教育委員会の考え方は、今まで保健室で用意をしていたこの生理用品、トイレに置いたことで本当はこのナプキンが必要だったけれども言い出せなかった、そういう生徒にも届くのではないかとということで、学校に来て生理を巡る不安を1つ取り除くことができ、子供の落ち着いた学びの環境をつくっていくことができるというふうにその教育委員会の方が話されていたというのを報道で見ました。

まさに配慮をしながら、本当に経済的に困っている、それと買えなくて代用品を使っていると

いう女性がいることにすごくびっくりしました、トイレットペーパーを代用してサランラップで包んで経血が漏れないようにしている、そういうふうな貧困があるのだなと。学費を優先にし、食べることを優先にし、最後にその部分で節約をせざるを得ない状況がこのコロナ禍でもある。それは小学校、中学校の子供たちにも親がそういう状況であれば子供は買ってほしいと思っても遠慮して言い出せないということもあって、我慢して我慢して、結局漏れて下着を汚してしまうというふうな状況もあるそうです。

そういう現状を見るにつけ、少しでも困った状況から何とか救いたいというかそういう思いで教育委員会も今後取り組んでいていただけたらと思います。

今回、小学校には保健室で渡されているので数としてはあるのだということですが、町長に要望書を出す前に企画政策課に紙関係です、おむつとか、それから介護の紙おむつとかそういうのを調べさせてもらいましたけれども、今回生理用品の備蓄数を話させていただきます。

3月26日時点の生理用品の備蓄、ロリエでしたけれどもこれの備蓄が4,836個、そして購入年月日は平成24年2月、既に9年を経過しておりました。メーカーの使用期限は未開封で3年とのことで、担当の方と共に「これは捨てるしかないのかな、廃棄をするのはもったいないな」ということでしておりましたが、それから数日後に赤穂市が9年から11年たっているという生理用品を承知の上で、保管状況さえよければ、衛生状態がよければちゃんと使える、劣化もしていないということから赤穂市のほうが5中学校に配ったという記事が出ましたので、早速企画政策課に行きまして「それは、捨てるのは待って」と、捨てなくてもこのように赤穂市のほうでも使っている——姫路市のほうは20年経過していたので、もうどうしようもないということで処分をしたということは聞きましたけれども、兵庫県下全域、私たち公明党のネットワークで女性議員がいないところも男性議員が備蓄用品を調べ、備蓄用品の中から何とかこの生理用品を手当てができないかということ調べさせていただきました。

太子町は、3月26日時点ですけれども数量4,836個、そして今回中学校に1,200個を配置するというように書いてあります。そしたら、その差3,636個、これは今後どのように活用をされる予定なのでしょうか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 現在、生理用品につきましてローリングストックという仕組みについて検討のほうはされていなく、今現在9年たったものが残っているような状況でございます。今回、今4,800個あるうちの1,200個をお渡しさせてもらって、4年間で一回りするような形で、実際の使用期限からは1年延びるような形になりますけれども1年間に1,200ずつ入れ替えていくというような仕組みで実施していきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、1年間に1,200個ずつローリングストックの出し入れのやり方ですということで分かりましたけれども、活用は同じようにこういう学校とか、あと困っている女性のほうに配布ということは考えられていませんか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） この生理用品以外におむつとか大人用のおむつ等もございますので、それらについてもそのローリングストックの方法を構築しながら、捨てることがないようにきちんと使用期限前に利用していただけるような仕組みを考えていくということをしていきたいというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私もそのときに子供用のおむつと大人用のおむつ、同じ平成24年2月でした。

これも9年たっているなということで、今後ちゃんとローリングストック計画、備蓄品の入替え計画をやっていないと——今の時期に見つかってよかったなということで担当者と話しましたけれども。有効活用をしていく。今食品ロスが叫ばれていますけれども、物に対してロスがないように取り組んでいくという観点からもしっかりと計画を立てていただいて、生理用品も今後皆さんに、困っている人を含め使ってもらおうということであれば数もまた今までの状況よりも一歩踏み込んで使用がなされていくわけですから、そういう使い道も考えていただくように教育委員会と、また社会福祉課等と連携を取りながら十分に活用ができるような仕組みを考えていただきたいと思いますので、お願いします。

それと、本当にここ最近様々なニュースとか体験談の映像が流れています。困っている女性にも配慮の上で生理用品の配布を行ってはどうかということで、この中にはもちろん先ほど話をされていましたフードドライブの活動の中にも入ってくるかと思いますが、いかんせん一部の生活困窮者という観点からこれはされていますので、もうちょっと広げて、例えば芦屋市とかのほうではこれもこの防災備蓄品の生理用品を市内の公共施設で無償配布をする。そして経済的に困窮し生理用品を購入することができない、あるいは家庭環境により生理用品を買ってもらえない市民を対象とするというふうな様々な条件はつけられていたりするのですけれども、窓口を設けてミモザのマークが入ったようなカードを携帯に取り込んで、それを窓口で見せれば別に言葉を発さなくても、生理用品をくださいねって、窓口に行かなくてもその画面を見せたりカードを見せたりするだけで頂けるというふうな仕組みもこの兵庫県内でも広がっております。

それぞれ少しずつ違いますが、芦屋市、そして明石市、神戸市等々でもそういうふうな取り組みが始まっております。そういう各先進地というかそういうところも見えていただきながら、太子町にとってもそういうふうな困ったときに、生活困窮者までは至らないけれども今の時期、新型コロナウイルスの時期で収入が減ってそれを買うのにためらっているというふうな方にも気軽に取りに来ていただけるような仕組みも考えていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） ただいま教えていただいた内容につきまして参考になさっていただきたいと思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それから、6番の政府が経済的な理由で買えない方のために地域女性活躍推進交付金の活用を始めるということで国は発表しております。第1弾は5月28日で締め切られましたけれども、今現在、兵庫県は6月の定例会がされておりますけれども、その中で地域女性活躍推進交付金を使って新しく事業を実施するということです。（新）つながりサポート型女性相談支援事業の実施ということで、この6月議会に補正として上がるという情報をいただきました。

今回、国のお金1,120万円、そして地方創生臨時交付金、これを380万円を使い、県としてはNPOと連携をしたそういう様々な事業をやっていくということで事業内容も出ておりますが、この6月議会が終わる頃にはもっとはっきりとした事業内容になっているかと思っておりますので、太子町においてもNPO、先ほど4者協定をされました中にもNPOがあると思っておりますので、そういう国から補助をもらえるような事業が起こせないかどうかも含めて検討いただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 今後、具体的なものがお示しされ、それらを精査させていただきながら検討していきたいと思っております。



○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これも昨日のニュースでしたか、こういう生理の貧困に対する取り組みを全国各地で行ってきている中で国が発表をしておりましたが、5月28日現在、生理の貧困の取り組みは全国255の自治体で生理用品の配布を実施し、そして検討しているところも今後もっと増えてくるというふうに書かれておりました。そういう生理用品を調達する中身ですけれども、防災備蓄品を使ったケースが184件、そして新たに予算措置をされたのが55件、そして企業とか住民からは44件の寄附が始まったというふうな、3月からネットワークで始まったこの事業が今まさに増えてきているところであります。

一長一短、それぞれ市町の状況もありますのでその中身についてはまたオリジナルでいろいろとあると思いますけれども、太子町もこういうふうな生理の貧困が新型コロナウイルス感染症があることによって経済状況が悪くなって学生等々にも影響が出てきて、アンケートの中からこういうふうな問題提起がされてきたということ、また世界各国もそういうふうな方向で動いているということも含めてまた真剣に考えていただきたいと思います。

本当に長年、この女性の問題は個人的なもので、社会にはもっともっと重要な問題があるとされてきました、いかんせん男社会の中ですからそういう視点はなかったものと思われれます。生理を巡る活動は急速に社会全体の問題として捉えられるようになってきております。国においても、丸川男女共同参画担当大臣は困難な状況にある女性、女の子の声をしっかりと支援できる政策ツールを今後もニーズに即した形で備えていきたいということでお話をされていました。

そこで、町長にお伺いいたします。よろしいですか。いつも急に振られると言われるので間を置かせていただきました。

予算編成権は常々町長にありますということはもちろんそうですけれども、町長が予算をつけていく中で今回の国、県の町に対する財政支援の動向等をしっかりと注視をしていただきまして、町でも備蓄品がなくなったら自分のところで予算措置をしなければなりませんので、継続的に支援ができるように取り組んでいただきたいと思いますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど来、総務部長が答えているとおりでございますので、継続的にできるように担当部署に検討を進めさせたいと思います。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 事業をするには——莫大なお金はかかりませんが——いつも厳しい厳しいという財政の中でお金を捻出していただいていますので、こういうことの取り組みにも補助金等を使いながら町の持ち出しをできるだけ少なくというのが費用対効果にもなってくるのかと思いますので、今後ともこの生理の貧困ということを念頭に置きながら、子供たち、また女性へのそういう取り組みを進めていっていただきたいことをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

○議長（玉田正典） すみません、暫時休憩します。

（休憩 午後2時53分）

（再開 午後2時54分）

○議長（玉田正典） 再開します。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 2問目、ヤングケアラーへの支援体制の構築をということでございます。

ヤングケアラーとは、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情

面でのサポートなどを行っている18歳未満の子供のことです。今般、全国規模でヤングケアラーの実態に関する調査研究が公表されました。調査結果は、中高生の約5%が世話をしている家族がいるとし、1学級に1人から2人のヤングケアラーがいるという結果が国の調査で出ておりました。

太子町でもこのような実態があるのかのしかりと実態を把握し、福祉と教育が連携をし支援体制を構築するべきと考えておりますが、見解をお伺いいたします。

- (1)ヤングケアラーに対する認識は。
  - (2)早期発見、実態把握についての考え方。
  - (3)学校においてヤングケアラーを把握する取り組みについてはいかがでしょうか。
  - (4)それらの取り組みの中で支援策をどのように推進していくのかということ。
  - (5)この問題について福祉や教育分野など関係者の理解促進について。
- そして、(6)相談体制について。

この6点について、答弁をお願いします。

**○議長（玉田正典）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（杉原勝由）** 私のほうから、1番目のヤングケアラーに対する認識について、2番目の早期発見、実態把握については、それから4番目の支援策の推進はについて、5番目の福祉や教育分野など関係者の理解促進について及び6番目の相談体制について一括して御回答のほうをさせていただきます。

本町では、ヤングケアラーのみならず支援が必要な子供の情報を関係部署で有しており、子ども家庭総合支援拠点である社会福祉課の子育て応援室においてヤングケアラーに限定せず児童虐待、DV、不登校や生活困窮など全ての子供の権利を擁護するために必要な実態の把握に努め、情報の提供を行い、相談を受け、必要な支援を行っております。

具体的には、まず保育所、幼稚園、小・中学校、子育て支援センターや民生委員・児童委員などからの情報提供により、要保護児童や要支援児童を早期発見し、町の保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、家庭児童相談員が相談を受けたり個別訪問したりして実態を把握し、必要に応じて姫路こども家庭センター、健康福祉事務所、たつの警察、児童家庭支援センター、学校指導員、精神保健福祉士、家庭児童相談員で構成しております太子町要保護児童対策地域協議会実務者会議で協議を行っております。

この会議で情報や課題の共有を行い、各家庭の状況を基に専門員による定期的な訪問相談、障害福祉サービスにおけるヘルパー家事援助や放課後デイサービスへつなぐなど支援策を決定し、その後は経過観察を行い、要保護児童の適切な保護や要支援児童への適切な支援を図っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（玉田正典）** 教育次長。

**○教育次長（栗岡正則）** 私のほうからは、3番の学校においてヤングケアラーを把握する取り組みについて御説明申し上げます。

現在、学級担任などが家庭訪問や個別懇談、日常的な児童・生徒との教育相談を通じ、アンテナを高くして家庭における子供たちの困り感の早期発見に努めております。しかしながら、教職員、学校関係者等のヤングケアラーに関する概念の周知は必ずしも十分ではなく、生活福祉部局、教育委員会部局が連携したヤングケアラーに関する研修や学ぶ機会を推進し、必要な知識の会得、教育相談体制の整備充実を今後図ってまいります。

以上でございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、生活福祉部局からと教育委員会部局から話をお伺いしました。

そして、本当に「ヤングケアラー」という新しい言葉ですけども、言えば昔からあるそういう問題です。新しい言葉で今ヤングケアラーのことがニュースであったり新聞で取り上げられたりすることが多くなっています。そして、ヤングケアラー、先ほども申しましたけれども国が本腰を入れて実態調査をし出したというのが最近です。そして、その実態の中で公立の中学校の2年生、17人に1人、公立の全日制高校2年生、24人に1人が先ほども言いましたけれども世話をしている家族がいる、そしてヤングケアラーの1割から2割がその世話のために勉強の時間が取れない、自分の時間がないというふうな悩みを持っているということが数字として、形として国がまとめておりました。

そして、早期発見、実態把握ですけども、この数はどれぐらいありますか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 数件把握しております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 先ほども要保護児童対策地域協議会を設置して、その中で協議会を構成する人たちの中で共有をしているという話がありましたけれども、この要保護児童対策地域協議会実務者会議というのはどのぐらいの頻度で会合を開いて問題共有をしているのでしょうか。ただ、ここに先ほど言われた実態把握が数件ということでありましたらそんなに集まられていないのかなということは推測しますけれども、それについてどういうふうな協議会で年に何回開いているのかとかそういうことが分かりましたらお願いします。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 実務者レベルにおきましては、各情報がありましたら、年何回という定期的なものではなくその都度情報交換をして早急に対応する必要がありますので、定期的に行うものもございまして、それよりもまず一歩目を始めるということで、それぞれの連携を、関係の連携を図るということを主にしていますので、放置じゃないですけども即対応するというのを念頭に置いてやっているという気持ちでやっております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そういう支援をしなければならない児童、また家庭が把握された場合に、みんなでというかそういう協議会で集まって対応をし、各関係部署につないでいくという考え方と捉えてよろしいですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） そのとおりでございまして、先ほど私ヤングケアラーについては数件と申し上げたのですが、この協議会の実務者レベルで把握しているのは40件近い数は把握しておるのですが、ただヤングケアラーという定義で当てはめると数件というようなことでございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、その40件近い案件の中で18歳を含むヤングケアラーは数件しかないという理解ですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 今、18歳未満の小・中学校、高校の児童・生徒及びそういう学校に行けていないとかそういうようなことを含めて判断したときのヤングケアラーということになってくると数件ということになります。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 このヤングケアラーの一番の課題は当事者が気づかない、自分はもうそういう家庭環境の中で育ってきたから介護をすることもおばあちゃんを見ることも障害のある家族を見ることも別に何ともないよという当事者が気がつかないから声を上げられないというのが一番問題だと言われている。当然、その児童・生徒が通う学校、それから子ども食堂、また地域においては先ほど言われました民生委員・児童委員の方、そして社会福祉課、そして地域、子育て包括支援センター等々で問題があるかもしれないそういう親、また子供においての支援はこちらのほうに出てきてくれたらそれは対応はすぐできると思うのですが、やっぱりもっとしっかりと進めるためには支援策というのでしょうか、ほかのところでは電話で相談を受ける、そしてLINEなどを使って気軽に相談ができるそういう仕組みづくり、そしてヘルパーがその人の家庭の中に入ってふだんの状況をちゃんと見ながら、このおうちはずごく小さい子供さんの面倒をお兄ちゃんが見て、またお兄ちゃんがおばあちゃんの、おじいちゃんの介護もされているよというふうな情報提供をそういうヤングケアラーという観点から見ていかないとなかなか吸い上げられないと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） まさにおっしゃるとおりでして、今まで子供が親の手伝いをする、その範疇で終わっていたものが実は先ほどおっしゃるようなそういう環境になっていたのだということがなかなか把握できていなかった、またこちらのほうもそういう視点で見るとということがなかったというのが事実かもしれません。

そういう意味で、私ども職員のほうも研修等を広めてそういう認識を改めていかないと、なかなかそういうことが気づきにくいという状況かと思っておりますので、今後対処したいと思っております。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひともサーチライトを当てるような気持ちで、本当に困っていることはないのか、誰も取り残さない社会を実現するためにはそういう気概でもって取り組んでもらわないと見つからないと思います。しっかりとそういうことも考えながら、職員も大変ですが、次々と生理の貧困、ヤングケアラーという新しい問題が国もこちらのほうにも事業として下ろしてくるようなことですが、一番困っている本人に適切な支援をしていくということが何よりも大切なことですのでよろしくお願いします。

それと、学校におけるヤングケアラーを把握する取り組みということで、先生たちは子供の様子を一番真っ先に把握ができると思います。もちろん学校に行けていない人、それから遅刻が多い人、それから宿題ができていないというふうな子供本来がやるべきことができていないのは何に問題があるのかということもしっかりとそういうサインを見て話を、なかなか聞き出すことは難しいかもしれませんが、毎日毎日遅れてきて毎日毎日宿題をやっていないといったら家庭に何かがあるのやなということで、しっかりとそこも目配り、気配りしていただきたいと思っています。

先ほど教育次長のほうからなかなか教職員はそういうヤングケアラーの視点、気づきということについてはまだまだなのですよという話がありました。いじめや虐待、あらゆる観点において先生の気づきの力を高めるためにはそれなりに専門家から話を聞いたり体験者から話を聞いたり、教職員がこのヤングケアラーは何なんだろうという視点を持って、先ほども社会福祉課のほうでも言いましたが、ただ単に来るのを待っていたり子供たちが言うことだけを待っていたのでは見つからない問題です。本人が気がついていないので、しっかりとそこは状況を見なが

ら、また校長会、また生徒指導の担当者会、不登校の担当者の方、スクールソーシャルワーカーの人たちと連携を取って、本当にそういう子供はいないのかということを常々把握をし、そういう状況が見受けられたらすぐに支援につなげるようにしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 学校で、本当に目の前の子供たちの実態を、そういう児童虐待等々も含めて発見しやすいのは教職員だろうと思うので、今議員御指摘のような総合的、あるいは各関係機関との連携の中で教職員研修、そしてそういう子供が本当にいたらしきちとした支援をし、そしてそういう子供がいらないようなそういう社会であったり家庭づくりであったり総合的な対応、議員御指摘のような視点も踏まえながら全力で取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ありがとうございました。教育長のお話を伺いしまして、またしっかりと取り組んでいただけるものと思っております。

それと、スクールソーシャルワーカーが今1人いらっしゃいますけれども、こういう御時世ですからかなりいろんな案件を持って大変な中で活動というのかしっかりと見ていかれる方が今スクールソーシャルワーカーとして入っていただいております。

それで、本当に1人で足りているのかという心配があります。今までも予算委員会とかのほうでも人数的にはちゃんといけているのですよという話がありましたけれども、やっぱり1人であっちもこっちも全部連携してせなあかん、またそういう支援策も考えて子供のケアを、親のケアをしていくということが入ってくるので、本当に足りているのですか。私、そのスクールソーシャルワーカーの方を知っておりますので余計心配になっておりますが、いかがですか。今後、増員をするとかという必要も出てくるかもしれませんけれども、計画はどうでしょうか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 大変ありがたい御意見ありがとうございます。ただ、SSW（スクールソーシャルワーカー）はその人の資質というのが非常に高く問われます。今回、太子町に今配置しておりますSSWは本当にいろんな経験を踏まえてレベルの高い、専門性の高い職員であります。ああいう職員を探すのも大変です。今、小学校、中学校の退職された元校長先生に指導員として入っていただいて、そういう先生方も小学校、あるいは中学校——あるいは指導主事も本年度1名追加で配置しておりますので、そういう面で総合的に支援体制を組みながら、今後もしそういう人数的に体制が不十分になればまた改めて予算要望なり内部協議はさせていただけたらなと思っております。

ただ、社会福祉課のほうにも専門家がたくさんおられて連携をしながら今支援をしていただいておりますので、まずは現状の体制の中で総力を挙げて対応するという事で御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 分かりました、それではよろしくお願いします。

それと、相談体制なのですけれども、協議会の中でそういう支援を考えていくのだということですけれども、相談体制をつくるということは、気軽に子供、またそれを見かけた周りの人が相談できるような窓口が必要だと思うのですけれども、それは社会福祉課ということで考えてよろしいか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） 本年度より社会福祉課の中に子ども家庭総合支援拠点でございます子育て応援室を設置いたしまして、社会福祉士や、それから保健師を増員しております。また、子育て支援センターを開設しまして、配慮が必要な児童に対する新たな事業として公認心理師による保護者及び児童の相談体制を構築し、発達検査等の専門的な相談も実施しているというものでございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それは、ここが相談できる場所ですよという広報とかはされているのですか。私も社会福祉課の中に子育て応援室というのがあることを今聞いたのですけれども。それは前から子育てというか子供中心の担当課が別に要るでしょうという話をよくしてきましたけれども、担当「課」じゃなくて「室」ということで今社会福祉課の中にあるのですね。そこでは学童保育の子、何歳から何歳まで預かりますよというのがありますよね、子育て支援センターだったら学童保育までの1歳から6歳までかな、そういう年齢の区切りがあるのですけれども、社会福祉課のほうではその相談はどういうふうな年齢を決めているのかということがあるのですか、いつからいつまで開いているのかそういうのはあるのですか。

○議長（玉田正典） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（杉原勝由） まず1点、議員が御存じなかったというぐらい周知ができていなかったということをまず反省すべきであって、どうもすみませんでした。

それから、子育て応援室という「室」というふうになると独立したというイメージがおりかもしませんが、社会福祉課の1つの係というかその位置づけになっておりますので、そんな感じで捉えていただければと思っております。

それと、対象につきましては18歳未満の子供たち全てを含むというような感じで捉えていただければと思います。ただ18歳を超したから相手にしないのではなく、包括的にそれぞれの家族構成や、それから兄弟のことも考えて対応していくというものでございます。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 分かりました。

6月1日の新聞に「介護する若者、1人で悩まないで」ということで、これは神戸市の相談窓口ですけれども、初日には4件の電話相談があったというふうなこともありますので、広報をしていかないと誰もその窓口が分からないわけです。大体漠然と社会福祉課やな、教育委員会やなということは分かるのですけれども、的を射たそういう窓口も必要かなと思うので、これからもそういうふうなPRをしていっていただきたいと思います。神戸新聞の6月1日に神戸市の相談窓口のことが紹介をされておりますので、また一度見ていただいたらと思います。

時間も迫っておりますので――今回家族のケアを行うこと全てを否定するわけではありません。学業や友人関係に大きな影響が生じる場合も多々あると聞いております。それによって進学や就職を断念するケースもあるのではないかと憂慮をし、このたび国のほうでも実態を調べ、明らかになってまいりました。

ヤングケアラーは昔から身近であった問題です。それをなかなか世知辛い世の中で御近所同士があまり、本当に隣保があっても配り物をするときぐらいしか、掃除をするときぐらいしか顔を見ないというふうな状況ですけれども、しっかりと子供の貧困、子供の虐待、いろいろと昔よりも厳しい状況がありますので、関係部署が連携をしながら情報を共有していただいて課題を整理し、また早期に把握する仕組み、相談体制の充実に取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それと、最後に町長にお聞きします。

もう最後ですけども、このヤングケアラーの相談窓口、そしていろんな相談を受けるには先ほども生活福祉部長のほうからありましたけれども臨床心理士とか精神心理士とか特殊なそういう資格、社会福祉士とか精神保健福祉士とかそういう勉強を重ねていろんな経験を積んだそういう資格を持っている人が必要となってくる場合があります。それには財源として給料を支払うということになってきますので、そういう観点からも考えていただきたいと思います。

今、国とか厚生労働省のほうでは文部科学省がヤングケアラーの支援に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、検討を始めました。今後、市町への補助メニュー等も示されると考えますが、動向も見ながら町においても予算の執行権者であります町長に予算の充実をこれからお願いをしたいと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 今言われましたヤングケアラーの窓口だけでなく、本町も従来からそういった分野の職員の採用の募集をしているのですが、なかなか思うようにいっていない現状があるのもまた一方でございます。そのヤングケアラーも含めまして、今担当部長が心理士のこととかも言っていますが社会福祉士、様々な職種があるわけですけども、トータルとしましてどういう方を本町にお願いするのがいいのかにつきまして、担当の課、また総務課を含めて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（玉田正典） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひ皆さんと連携をしながら予算も確保していただけて進めていただきたいと思いますをお願いしまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（玉田正典） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時22分）

（再開 午後 3 時40分）

○議長（玉田正典） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議員番号 6 番上山隆弘、通告に従いまして一般質問を行います。

今回、この質問をするに当たりましては、非常に残念な思いで質問をしなくてはなりません。状況から一日も早い解決を町長にはお願いしたいところもございますし、職員一丸となって町政の安定を町民に知らせるべき動きを進めるためにも、大変つらい事情はございますが質問をさせていただきたいと思いますので、一問一問丁寧に質問をさせていただきたいと思いますので、町長におかれましては先々を考えずに質問に対して丁寧に対応をいただきたいと思います。しております。

まず 1 番ですが、町政混乱状態の解消への町長の取り組みについて問うということで質問をさせていただきます。

昨日、町長からは議会からの要請に応じて回答書を議会に提出いただきました。中身も確認はさせていただいております、その辺も含めて丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

令和 3 年 3 月定例会から 2 カ月が過ぎ、問題解決の太子町政が求められるが、いまだ町長として解決しようとする姿が私には見えてこないし、具体的に聞こえてくるような様子がございません。一体この事態についてどう捉えており、どう対応していくのかが町長にこのたび質問をさせていただく部分でございます。よろしく願いいたします。

また(1)、そもそも 3 月定例会を機に教育長が辞職を発表され、教育委員までが辞職を言葉に

されているという状況の中で、町長は何が問題と捉えているのか。また、その対話において議員や議会との解釈にもしかして町長との思いに違いがあるのならその辺も明らかにしていただきたいと考えております。

①教育委員会の状況についてどのようにお考えか。

②副町長の不在についてどうお考えか。

③議員と、あるいは議会との関係についてどうお考えか。

(2)問題解決のためにどのような対応や動きを取ってきたのか。

①議員、議会に対して意見書に誠意ある対応を取ったか。また、誤解があるなら理解を求める姿勢で努めたか。

②教育長、教育委員に対してどのような対応をされたのか。

③町長の責務として、マスコミなどへの対応は今後どう対応するのか。今日までにもマスコミに取り上げられ、町民からは、あるいは町外の方々にしても、太子町で一体何が起きているのだろうという事実がよく見えていないような状況もあります。この問題の解決のためには、町長が自ら発信をしてこういうことがこうだったのだということをはっきりと示していただきたいというふうには考えております。

(3)議会に対しても多くのメール、手紙など、電話による問合せも含め届いております、これは町長とも話をさせていただく場面もございました。町民に対してこういった事情から町長にも問合せが入るものと考えますが、町民に対して町長はどのように説明をされておられるのか。

①町長には住民からどのような声が寄せられているのか具体的にお示しください。

②議会に寄せられている声を把握しているかいなか。

③町民や対外的に、一方的に議会の責任として対応しているのではないか。

大きな1番として質問をさせていただきます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） (1)そもそも町長は何が問題と捉えているのか。議員や議会の解釈と町長の思いに違いがあるのか。①教育委員会の状況について。②副町長の不在について。③議員との関係についてですが、私としましては教育委員会の状況については出原議員への答弁で申しましたとおり、教育委員会側からすれば事前協議のないまま予算が上程されたと感じられたこと、コミュニケーションが不足していたことが主な原因であると考えております。また、議員の皆様との関係については、対話が不足していたことが主な原因である、このように捉えております。

副町長不在については、3月定例会でも御意見を頂戴しましたとおり御判断いただいたものと考えております。

現在の教育委員会との状況等を鑑み、皆様からいただきました御意見を真摯に受け止め、双方向のコミュニケーションを図りながら、コロナ禍において円滑に施策やワクチン接種等を推進すべく共同して町民目線で仕事を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いしたく存じます。

(2)問題解決のためにどのような対応や動きを取ったのか。①議員、議会に対して意見書に誠意ある対応を取っているか。また、誤解があるなら理解を求める姿勢で努めたか。②教育長、教育委員に対してどのような対応をしたのか。③町長の責務として、マスコミなどへの対応は今後どう対応するのかについてですが、議会よりいただきました意見書については5月25日に議長より意見書に対する回答を求める文書を頂戴しましたので、指定のあった5月31日の期限までに回答を差し上げたところでございます。

教育長や教育委員の皆様に対しての対応につきましても、さきの回答書のとおり、また午前中



からの出原議員の御質問に対する答弁のとおりでございます。

また、マスコミなどへの対応につきましては、適宜検討してまいります。

(3)議会に対しても多くのメールや手紙など、電話による問合せも含め届いているが、町民に対してどう説明しているのか。①町長には住民からどのような声が寄せられているのか。②議会に寄せられている声を把握しているか。③町民や対外的に一方的に議会の責任として対応しているのではないかについてですが、町民提案箱などにおいても叱咤激励など様々な御意見を頂戴しております。

また、直接議会に寄せられている内容は把握していないものもございますが、町長、議長宛てなど連名で寄せられている文書などは把握しているものもございます。

なお、町民や対外的に一方的に議会の責任とした対応はしておりません。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 1つずつ確認をしたい部分がございますので、教育委員会の状況については確かに出原議員であつたりで答弁がございましたが、自らがコミュニケーション不足という言葉で町長自身が当初出されて発信をされておられます。そして、先ほどから説明されている教育委員会が事前の協議がなかったと感じたという発言をされておられますが、これ私が令和3年度一般会計予算委員会の委員長をしております、そうではなかったというふうに解釈をするのですが、事前協議を行わなくてはいけないものを町長自身が行わなかったことが問題であるということではないのですか。

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午後3時48分）

（再開 午後3時49分）

○議長（玉田正典） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 一部文書で出された部分がありまして、それを見ている部分もありますので100%という意味ではないという部分がありますので、そのような表現をさせていただいております。

しかし、いずれにせよ協議が不十分であったということについて反省をしておるということでございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 少し後づけの表現で非常に曖昧だというふうに私は感じるのですが、そのような状況であるならば教育委員会がなぜそのような姿勢になってしまうのか。我々は予算委員会としてもその協議がなかったという事実をその場で確認をして、それでは駄目じゃないかという御指摘をさせていただいたところでございました。なぜ後づけのようなそのような答弁になってくるのか、ただただ私は町長を責めているのではなくて、こういうがたがたした問題が一刻も早く解決をして前を向いた議会として町長とは対話をしていきたい思いでございます。問題の解決の一助になるように質問させていただいておりますので、丁寧な答弁を求めます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 後づけのようなことでは言っておりません。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 では、町長がそのように発言されておられますが、実際教育長、どうなのですか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 12月9日の総合教育会議で、教育委員会の重要案件予算についてその会議では協議する時間がなかったので今後協議をしましょうということで、町当局と教育委員会のトップ会議です、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に位置づけられた法的根拠のあるトップ会議です、その会議で今後協議しましょうということで終わっているのです。その日のうちに町長は財政課長に予算をつけるなど、一方的に事前協議はなく指示が降りているのです。

このことは、私どもはトップ会議の内容違反だし教育委員会を軽視、無視した言動だし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の教育委員会の意見を聞かなければならないというところにも抵触するのではないかと、そこを強く思っています。そして、そのことは教育委員会の存在そのものも問われているのだろうと重く受け止めているのでこれだけ教育委員会のほうは強く言っています。これは、教育委員も同じ思いだろうと思っております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 午前中も教育長の強い答弁がございましたし、実際予算委員会の中でもそういった事情はそのときに確認をしたからこそ修正案を出すことによって対応をして、必要なものを確認すべきという答えを出しておるわけで今日まで来ておるわけですが、町長、なぜその部分に対して、最初から分かっている話がなぜ今まだそのような段階で止まっているのか私には理解ができないのですが、町長は今の教育長の答弁に対して解釈はどうなのですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどの財政課長の話の後、私が病院にいたときに文書——教育長が書かれたと思われませんが文書が届いていますので、その文書を見ても、つまりそのこともその後もございましたので、その後も——協議といって会って話したわけではございませんけれども——見たことがございますので、そういったことも含めてもトータルで判断をさせていただいたという部分がありますので、上山議員におかれて解釈されている部分とこちらの解釈と若干の違いがありますので、そういう部分があるということも御理解をいただきたいと思います。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長なりに解釈をされている部分があつて、それが理解されていない部分があれば、それは教育委員会にも教育長にも理解を求められないといけないと思うのです。3月定例会が終わってからもう3カ月たっていて、この本会議までにはできたらこの問題はもう解決しておいてほしいところでありましたが、なぜこんなに時間がかかるのかも分からないですし、当初からの答弁で後づけだと言ったのは、そういうふうに感じられたという今の言い方自体も言い訳がましいしおかしいと思いませんか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 今の時点までにこのことが解決できていないのがおかしいというふうにおっしゃっていますけれども、午前中から御説明していますように、少しずつではございますけれども、急に毎日教育委員に会うとかそういうわけにもいきませんし、少しずつ解決に向けて理解を求めていくということをさせていただいているという意味でございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それぞれやり方があるのでしょうけれども、少しずつ進めなくても、ちゃんと一度一緒に会って話をして、要するに自分が駄目なことをしたという認識がないのですか、町長としては。自分が誤ったという部分については認めたくないという部分がおありであつて、逆に教育委員会や我々議会に対しても、「違うんだよ、こういう思いがあったのだよ」という部分を理解してほしいのであれば、はっきりと言っていたらいいと思うのです。

それに、後になって後になって言葉が出てくるようでは困りますし、そういった思いがあった

のだったらだからこそ事前に協議をしておかなくちゃいけなかったのじゃないですかということ  
がみんなが思っておるところだと思うのですが、そこはお認めにならないのですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 言われていることが違うと思うのです。協議をしていないことは何回もお  
わびしています、ですからそれを言われているのは認識が違うと思います。ですから、協議を事  
前にやっていなかったことが問題でしょうと今おっしゃいました、ですからそのことについて自  
分が悪かったと言っておりますので、次から改めさせていただきますということは前から申し上げ  
ているところでございます。

また、予算委員会のときもどンドン——私常に1人対皆さんからのこういうやり取りにいろん  
な場でなっておりますので、私としましては予算を通していただかないとほかの部分もあります  
ので修正案もすぐに御提示に対しましてそのようにしていただいてというふうなことも申しまし  
たとおりでございますので、私が反省すべき点は反省はしております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 協議をされなかったことは自分の過ちでしたということで解釈してよろしいで  
すね。答弁をお願いします。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） はい、そのように思っていて結構です、今後改めます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 教育長、町長はそのようにおっしゃっていますが、その思いが今日までに伝わ  
る部分はなかったという解釈でよろしいですか。

○議長（玉田正典） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私は大人のこういうトラブルは片方が10悪くて片方が全く悪くないとい  
うことは全く思っていないのです。町長との今回の予算協議においても、当然私のほうもそうい  
ういろんな思いなりいろんなことが言えていなかったことはいろんなことがあると思うので、た  
だ私も悪いけれども五分五分ではないとは思っています、その不十分さが。

ただ、こういうときにこの混乱の原因、何が原因なんやと、今議員が指摘されるように事前協  
議があったのかなかったのか判断したときに、そこがポイントだろうと思うのです。だから、そ  
ういうのは今町長は本当に事前協議がなかったと、今後気をつけるというような話をされました  
けれども、今までそういうことが全くなかった、残念ながら。だから、教育委員も4月15日に話  
合いを持たれたけれども、その話合いの総括でいろいろ出しておられますけれども、私も含めて  
ですけれども残念ながらその根本、スタートをお認めにならなかったのも、残念ながら長引いて  
いるのだらうと思うのです。

当然、私も町長が全部悪いなんかは全然思っていないです、私のほうも悪いところがあったと  
思っています。ただそのスタートをお互い認めることが今後話合いなり解決のスタートになって  
いくのだらうという認識でおりますので、その点は了解したいと思います。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私は、五分五分でなく私のほうが教育長に対して悪かったと思っていま  
す。そして、事前協議のことについては今教育長はそうに言われましたが、私は事前協議が  
ちゃんとできていなかったことについては私としては謝ってきているつもりでございます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 お二方のお話をお聞きして、状況というのはそういう状態なのだなと。ただ協  
議がなかったということは認められた上でそこを謝った謝ったとおっしゃっていますけれども、

伝わっていない部分はこれからの問題、課題である部分として町長捉えていただいて、町長は自らが悪いと今もおっしゃいました、責任を感じておられると。じゃあそれに対して教育長は本会議の議場の場で自らが責任を取って辞職をするまで申されたわけです。私はそのようなことはあってはならないと、大変有能な教育長であるというふうに私も感じております。

そういった意味では、ぜひとも太子町のために、町民の子供たちのために教育行政にこれからも携わっていただきたい思いで、議長ともお願いをし慰留も続けてまいりました。しかし、町長が悪いということに対して責任をどのように取られるお考えですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私は、このたびのこの予算の協議がなされなくこういうことになったことについて教育長が辞められるということはおっしゃるとも思ってもいなかったし、そこまですべきではないと思っています。

そして、今後に向けて私自身が反省すべき点は反省するということは何度も申し上げておりますので、その姿勢から今後未来に向けていろいろと協力的に前向きに町行政に当たっていくことが私の務めだと思っています。教育長にもそのようにしていただければありがたいと思っています。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それでは、議員との関係についてですが、今回の5月25日に議長より意見書に対する答えを出してくださいということで、5月31日に出てきたものがありますけれども、自らが悪いと思って反省しているにしては中身が明快に示されていないから私今回このような場所でも質問をしなくちゃいけないような状況になっているものと考えます。「改めるべきは改めつつ」と書いてありましたが、いつもそういうふうに申し訳ございませんとか反省の言葉も述べられつつ改めるべきは改めると言われますが、何を改めようとしているのか分からないのです。

何を改められるのでしょうか。この意見書に対する回答自体が改めるべきは改めていない姿勢の表れだというふうに解釈してしまいそうですが、どうですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 議員はその回答書が——誠意がないという表現ではなかったですけども誠意がないという趣旨ではないかと思われそうですけれども——午前中からのことで申し上げてますように最初からこれについては①、②は回答は求めない、そしてなおかつ3番目については翌日のお昼までに回答を下さいということを議会側から言われましたので、翌日のお昼までに回答を議会事務局に行きましてお答えしたところでございます。

そうであるのに、後で文書で回答をまた求められました。そしてそのときの教育委員とのやり取りにつきましても午前中から御説明していますとおり現在慰留に努めておりますけれども、細かな内容について書くと相手もある部分がございますので、もともとお返事が要らないと言われていたことでございましたが、こちらとしては本当に誠意を持って、そちらが回答期限というのを切って、意見書というのは普通そういうものに再度期限を切って求めるというのは議会はされているのですかということは、昨日、議長、副議長が私のところに来られたときにも申し上げましたとおりですけども、こちらとしましては議会側の御要望に誠意を持って対応させていただいています。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 回答書を出す出さないというのも行政対応のものですから、意見書として受け止めたということで姿勢を改めましたということが目に見えるのであればそれは1つかもしれませんが、議会との状況においても今後対応を求められて、この間の臨時会の後は町長自ら全

員協議会を開いてくださいと議会に申入れをされました。議会としても、当然町長と一緒にあって前向きな議論を進めていけるように早く変わっていきたいわけではあります。ならばこういった今の体制のままでは町政は任せられませんよという内容の意見書であることを理解するのであれば、議会に対しては自分がこういう姿勢でやっているのですよということを少なくとも理解を求める姿勢があつてしかりだと思うのですが、そこはなかったということですね。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） そこはこちらは示しております。ですから、議員との協議をお願いしました。

一方、私自身は非常に不思議なのですが、その前のこの場所でやりました協議、議員との協議も私は前議長、副議長が町長室に來られて議員の中から協議をしたいという御意見がありますからと言われましたから、私もぜひさせていただいたらと思いましたが、なぜか突然マスコミも來られているし、ビデオを持った方も來られているし、その日のうちにテレビに映るしとか、そういうことよりも腹を割ってお互いに着地点を見つけるといいますか前向きな解決策を見つける方向で私自身は議論をしたかったというのが本音です。

ですけれども、あの場でノーというようなことは、私は逃げるつもりはありませんでしたのでいいですよということとさせていただきますが、協議というよりも——私が思います協議というのはお互いがそれぞれの思いを言って、そしてお互いにコミュニケーションを取って解決策を見つけていくことだと思っています。私が一方的に順番に言われてそれに順番に答えるだけが協議だと思っています。私自身はそのときに監査委員のこの話を、本当はそれもしたかったですけれどもできる雰囲気、状況ではございませんでしたので別の日に議会をお願いをして取っていただいたということでございます。

ですから、そういうどのようにすれば前向きに進めていただけるのか私自身も着地点といえますか探りながら、議員の皆様が、そして議員もいろいろ個々人には御意見ありますけれども議会は全体で合議で決められる場所でございますので、議会の全体の御意向というかそういうこともこちらとしてはまとめていただきたいわけですが、個々にいろんなそれぞれあだこうだと言われるというよりもまとめるところと一緒に議会は議会で合議をされて、また私と、私だけじゃなく当局側と協議していただいて着地点を見つけていただきたい、そのような協議をぜひ私はお願いしたいと思います。そしてそういう姿勢で前からもおりますし、そのように思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 監査委員のことをお願ひするような場所においては、私議会から出ている意見書に対して町長の思いが事前に話をされるのだというふうに解釈しておりましたが、つまり議会も合意形成の場ですから今の町長の言葉をお借りするのであれば、全員一致の意見書という形で町長に対して改めるべきは改めていただきたい、教育委員会との問題も解決していただきたいということを出したわけですが、それを飛び越えて監査委員のお願ひをしてくるような場面があったときというのは私は何かずれた感じがありました。

ただ、その後町長がお声がけくださって、表で相当大的な声を出される場面もありましたけれども、お話をさせていただいた上で、町長と腹を割った話のできたのかなというふうに解釈しておりますが、あの場面は町長自身、本音で話をしてくださったと私は理解してよろしいのですね。何もここでそのことをしゃべるとかそういうことではございません。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） あそこの外でしゃべったことについての御質問だと思いますが、そのことについてこの場でお答えをすることではないと思いますが。そのときはどうだったのかということ。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いえ、そういう意味ではなくて、町長自身も思いがあるのだけれどもみなの前ではうまくしゃべれなかったのだろうなと私は受け取りましたので、2時間ぐらいしゃべりたけれども、町長のお声を聞かせていただく中で町長も苦勞されているのだろうなという部分は感じましたが、解釈としてちばな大学でも議会にいじめられるというような挨拶をされているわけです。議会は町長をいじめているのですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） お答えします。

そのことについてあの場で言われたので、私はそういった記憶がありませんので後で確認をいたしました。そこにいた職員にもこちら側の職員も確認してくれましたし、私自身もまたほかの職員に確認しましたが、職員はそういうふうな理解は持っていませんし、私自身はそういう記憶はありません。私、全部記憶があるわけでもないのですけれども、もし言っていたとしますと人事案件を否決されている状態だということは言ったかもしれないなと後で思い出して思っていますけれども、上山議員がどこからどういうふうに関わられてどういうふうになっているのか分かりませんが、私がその場におった職員に確認しましたらそういうことではないというふうに言っています。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その場には議会の代表の方も出られるわけですから耳にされる方があってもおかしくはないと思いますが、言った言わないのはなしですからその言葉が大事ではないのですけれども、叱咤激励が町長の下にも届いておるということですが、議会に対してもメールや手紙が来ているものを私は見てくださいねというふうに申し上げましたが、まだ見ておられないのですね。気にならないのですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私は見ておりません、そしてあのときあそこで話したことを遡って言われているのですけれども、上山議員が事務局へ行ってみましょうかと、私は今行けませんということと森局長に言っておきますと、そしたらコピーを届けますみたいなニュアンスの話だったと思いますが、私のところへは来ていませんし、私自身は議会という組織の書類を私が必ずしも見れると思っていません。ほかの議会の校正中の議事録とかも見せてもらえませんかとか私2回、今の議長時代じゃないですけども——皆さんは広報を作るときに議事録を見れますけれども、私は頼んでも断られていますので。議会事務局といいますのは町長部局とは別の事務局でございますので、あまりそちら様に来た文書について私が見せてくださいと——見せてくださるというのでしたら別なのですけれども——そういうことは控えておりますし、その後、見ておりません。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 私、そのときの話、自分のことですからよく覚えていますけれども、町長自身が見に行くということは私はしにくいのだと言うから事務局にはお伝えはしますと。もし気持ちがあるのだったら事務局へ声をかけてそれを回収して見てくださいねということは私は局長にも伝えました。必ずしも見てくれという言い方はしませんでした。気になりませんか。午前中の質問の中でも町長の言われる政治活動でユーチューブを見てくださいよということで大変好評で、ユーチューブ、今669件御覧になられている方がいます。それに対しては私のところにも

いろんな意見があります。町長の政治活動で議会の風景をこうして理解をして進んでいくというのはありがたいなとも思いますが、その場面だけを捉えても過去からの流れというのははっきり見えません。町長と議会、いつも言葉では御理解をお願いしますとか言いながら本当は違う思いがあるのであればもうはっきり言うていただきたいなというふうに思うのです。

議会は、反対をするときに服部町長が嫌だから反対をしているわけではございません。人事案件についてもそれぞれの議員がそれぞれの議員の判断でそれを解釈し、賛成できるか反対できるかを判断して、反対がある場合は反対の理由をもって反対をしておるわけです。もう一度言います、これは町長が好きだからとか嫌いだからとかということではありません。少しでもこの町が、町政運営がよくなるようにという思いを持って、なおかつその理由は——なぜ反対されたのか分かりませんと時々おっしゃいますけれども、反対の理由は議会の中でもしっかりとみんな述べておるのではないかなと思うのですが。議会にいじめられているようなニュアンスで、町長と時々1対1で話をするときのような言葉が入り交じった苦情のメールや手紙ばかりが来ておるといような事情でございます。それを受けて、事務局は電話対応を受けることによって大変混乱する状況になるわけです。

もし町長がそういった事情を、住民を、あるいは支援者を巻き込んだ政治活動でこういったことが起こっている原因があるなと感じられたならば対応の在り方をもう少し考えていただきたいなと思いますが、そのあたりはどうですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） そのようにおっしゃいますが、住民の方から、私自身にも私にこういうふうにしろよという手紙が実際私にも来ていますし、私にも無記名のものも来ています。郵送であったり、またポストに入っていたりということもあります。私自身もちろんしろよというそういう部分のこともあるし、またお電話で知り合いの方が、このまましていたら大変なことになるよという御忠告をいただいたこともあります。

また、家にいても、庭にいれば急にある人が来て、車を降りていきなりいろいろ意見を言われて、自分は連絡をするつもりだと一方的に言われた方もありますし、私自身は何件のそういう電話が、例えば電話でいえば議会にあるのか分かりませんでした。先日局長に何件あるのですかって、あちら側に来られたときにおられたので10件以上ですかねって言われていましたけれども、私自身はそういうことを把握しておりません。自分が電話するぞと言った人はいましたからその人の意見は——私はその人に頼んでいませんよ。向こうが一方的に言われた方もありますし、私が原因でそうなったというふうに言わないでいただきたいと思います。私にもちゃんとするようにという意見も届いておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長自身の責任でということは申しておりませんが、町長がそうやって自分で言ってしまうということとは少なからず心当たりがあるということですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） いや、違います。昨日、ある議員と電話で話していたときもそういう趣旨のこともありましたし、そういうことを上山議員が先ほども言われましたしあそこでも言われましたから言っているのであって、誘導尋問なのかどうか分かりませんが、私自身はそういうことではございません。私自身も直すべきところは直して、襟を正すべきところは直すと言っているのです。

ですから、そのときにぜひとも議会の皆様も——私も腹を割って話したいわけですから、じゃあどうやったら人事案件を通していただけるのですか、人事案件が通らなかつたら町政が困るわ

けですから、出しても出しても否決されてきているわけでございますから何とかしてもらいたいと本当に思っています。ですからどうやったらできるのかなということを私も常に悩んでいますので、その点は御理解をいただければありがたいと思います。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 前後しながら、この問題がどのように対応していけば私は解決できるのかなということでこのたびの質問を考えておったわけですが、まず町長自身が改めるべき点、自分自身で何を改めようとしているのか、いま一度ここでお約束いただきたいと思います。何を改め、どのような姿勢で町長として務められますか。また、議会に対して——何度も申しますが好き嫌いで仕事をしてこの立場を務めさせてもらっているわけではありません。町のためによくなるようにと務めています、もし町長に被害妄想的な価値観があつて、議会に本当にいじめられているというような感覚があるのであればその価値観は改めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、好き嫌いだとかということですが、私の耳に入ってきますのは、それが事実かどうか知りませんが耳に入ってくるのは、町長が嫌いだからこうするのだと。ですから、私自身は議会と対立したい意図なんて全く最初から、いろんなところで申し上げていますがどれも全くないのです。いろんなことを進めていきたいわけでございまして、そしてこれも前から言っていますように、議員の皆様の御意見の中でいいところは取り入れていきたいと思っています。ただ予算的なことがありますから全部できるかできないかというのは別にあるわけですが、そういう姿勢で最初に町長になったときからずっとその姿勢は変わっていません、今も同じです。

そして、改めるべきはというよりもいろんなことがあると思いますので、まず協議について私のほうから申入れをし、その前には議会から申入れがございましたので、私も申入れをして協議、お話をさせていただきたいということをお願いしたということです、1つ1つです。ですから、今までですとうちにいる森田総務部長が企画政策課長のときから議会に対して議員が来られたら町長室でもお茶でも飲めたらということも提案して議会側にも言ったこともあります。なかなか実現はできてきておりませんので、いろいろと少しずつ雪解けではないですがお話しができて、議員の立場にしても自分の思いが政策に実現するということは議員冥利だと私は思っています、なぜなら私は元議員ですから。ですからどういうことで町をよくしていきたいかということをごひ言ってくださいということは前からもおりにございまして、何を具体的に改めるのかということをお最初に聞かれていますけれども、少しずつ初心に返りまして誠意を持って1つずつ誠実に対応していきたいと思っております。私もそのような姿勢でありますのでぜひとも——昨日議長が来られたときに、「いや、私はコミュニケーションって双方だと思えますから私も改めますけれども議会はどうかですか。」「いや、議会は今までどおり」と言われたのですが、議会もぜひ一緒に町民のためにこれまで以上にやっつけようじゃないですか。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 でしたら、この町政を立て直すように求める意見書に対しての回答を、今具体的にこの1番と2番、ここで答えてみてください、しっかりと。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） まず、そうするとこの御質問は意見書について答えろということにどんどん話膨らませてされているのですけれども、もともとこれについては一般質問で扱わ



ないということを議会側が言われたわけでありまして、ですからそれを何で私はあの日にちまでに回答を求めるのか、それを一般質問に使っているのかどうなのかと思ったぐらいなのですが。このまず①についてですけれども、午前中からも申し出ておりますとおり、今留意に努めていますし、回数についても、あるいは時間についても午前中お聞きになりました。しかし昨日、議長、副議長が来られて言われたときにそのときの相手様の雰囲気、様子とかそういうこともと言われましたけれども、今話をさせていただいている途中で、そういうことを例えば文書にして返すとかそういうことにすると、今進行中ですので今の段階では御容赦をいただきたいと思います。

議会でもいろいろ協議中のことは議会は——私も議員でしたけれども——途中のことは表に出すのじゃなくて終わってから出すというのが昔から——最近はどういうふうに議会になっているのか知りませんが——ルールでございました。

そして、②の今回の不信の原因は町長自身の言動である。町職員、議会との誠実な対応を通して事態の改善を図ることというのですが、改めるところは改めますが、まず町職員につきましても町の三役会議、今は副町長がいまさんから二役会議、そして庁議といいましてこれは部長、教育次長、それから今でいいますと私とか教育長とかが参加して、進行は企画政策課長がやっておりますけれども、そういったところでの会議、協議もきちっとしておりますし、また管理職、課長です、それは毎月初めにそれぞれの課の内容につきまして協議もしておりますので、議会側は一方的に町職員と対話ができていないというそういう前提でずっと迫られてくるわけですが、私は内部において対話をしていると思っています。

ただ、教育委員会のことにおいてはこのような問題がございましたので、ここについては謝っておりますし、改めますと申しております。町職員とコミュニケーションをちゃんと取っています。ただ、若手の職員、じゃあ係長クラスの方とそんなに話しているかというそれは仕事の内容にもよりますし、そんなに話はしていません。そしてもっと若い職員というとなんか私が話はしていないのが事実です。

しかし、こういう大きな組織においてトップが全員と本当に話をできるのかというとなんかそういうことはなかなか難しいですし、それを——表現が難しいですけれども——やるのがいいのかどうかというよりも、とにかくそれぞれのポジションの人と十分話をさせていただいています。

そして、議会との対話ということでございますが、私自身も話をさせていただきたいと、これまでも——先ほど例を挙げて言いましたが——させていただいています。ですから、議員も話をしてもらえたらありがたいと思います。私自身がコミュニケーションが下手だというのは自分でも認めて公の席でも言っています。それは自分がうまいと思っていないから正直に言っているのですけれども。しかし私はコミュニケーションを全くしない人間だとは思っていないのです。自分自身が至らぬところがありますからそれは改めますと言っているのです。ですから、そういうことでぜひとも皆さんとも双方向のコミュニケーションを図って町民目線で仕事をさせていただきたいと思っています。これで足らないですか。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そうやって紙を見ずに丁寧に自らの言葉で……

○議長（玉田正典） すみません、暫時休憩します。

（休憩 午後 4 時 29 分）

（再開 午後 4 時 29 分）

○議長（玉田正典） 再開します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そうやって自らの言葉で答弁をいただいたということは、なかなか近いところ

ではなかったのかなと思ってありがたいなというふうには思います。そういった姿勢があるのでしたら、一刻も早く解決をして、駄目なところは、今、今日認められた部分はしっかりと認めて、しっかりと謝るだけではなくて対策も含めて向き合う姿勢でもって、回数がどうか連絡が取れた、取れていないからどうのこうのということじゃなくて、謝るところ、ちゃんと自分が認めて悪かったところも、これはもうマスコミまで対応していることですから、ここにも書いていますけれども、マスコミに対しても自分がまずかったところはこういうことで改めますということをはっきりと町民には示していただきたいと思います。

また、それには教育長への姿勢も一緒になって示すか、それができないのなら私はもう最初から町長に対しては過去の質問においても、町長としての責任が果たせないのなら辞めてくださいということは私は一貫して申しております。

姿勢を持って尽くしていただきたいなと。というのは町民からも請願書が出てきております。太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願、結局何があったのかということが住民にはなかなか見えていないことも問題です。これを明らかにして、町長自身が自らの言葉で格好よく片づけてください。それを期待したいなと思っているのです。

そして、職員の方々に対しては内部で手紙をまかれました。今大切なことは新型コロナウイルスだと、まずはそういう中身でがちゃがちゃしている状態じゃないと。でも、両方大事です。でないと、どうですか、部長。教育長と町長との関係がうまくいっていないような状態では仕事しにくくないのですか、総務部長、どうですか。

○議長（玉田正典） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今回、町長が入院されていたという事情もございまして、そういう中でコミュニケーションの不足している部分というのはあったというのは感じております。そういう中ではございましたけれども、その間を取り持つ上で財政課長のほうもいろいろと資料を作っていたいただいて、今回の令和3年度の予算が完成したという状態であります。

そういう中で、今後とも特別職の中でもコミュニケーションを十分取っていただいてやっていただくことが町の行政としてスムーズに進むものだというふうに考えております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 職員の立場もお考えいただいて、早く円滑な安心して見守れる町政運営をしていただきたいなと思っておりますので、引き続き議会としても住民からこういう声が出てきている以上はしっかりと詰めなくてはいけません、町長自ら素早く解決をしていただきたいと思っております。

そして、2番の質問に移るわけですが、町長の新型コロナウイルス対応の取り組みについて考えを問うということですが、一生懸命新型コロナウイルスのことに取り組んでいくという意識を持っておられるのだと思います。新しい知事に期待をすることも服部町長は「新型コロナウイルス対策」という端的な言葉でまとめておられますが、町長がどの程度新型コロナウイルスに対する意識を持った取り組みをなされているのかということを確認させていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応には全力を尽くすと発信されておられるわけですが、国や県の対応を受けることは町として当然ですが、町としての事態への向き合い方や対応を進めるに当たり、町長としての意識と考えを問いたいと思います。

前段の中島議員の熱心な細かな質問に部長はスムーズに回答されておられるということで、大変優秀なワクチン対応については取り組みがなされているものとお見受けいたしました。また、補正予算を見ても第4波のときにこの辺の地域の状況が自宅療養を強いられるような状況にあっ

た場合にこの地域というのはドクターも大変協力的で訪問医療をしてくださっていると。その方々のために保険が適用されない部分があって医師会へ予算を準備されている姿勢を見ても意識を持って取り組まれているのかなと。152万9,000円の金額を上げておられる姿勢においてなかなか状況をつかんでおられるなという部分も確認ができますが、第5波が必ず来るのだということは新聞報道でも兵庫県の研究をされている方の言葉からも発信されている状況でございます。

その中で、(1)新型コロナウイルス情勢について、現時点で町長としてどう捉えているのか。

①太子町においては新型コロナウイルスの影響はどのようなことが問題と解釈し、どう具体的に指示しているのか。

②医療現場がどのような状態と認識しているのか。また、その影響をどのように考えるのか。

③町として独自に取り組める内容というものは検討しているのかしていないのか。

(2)さらにまた緊急事態宣言が解除になった場合も第5波ということが想定されることは先ほども申しましたが、その解除のバランスとその次に来るであろう第5波とのバランスを考えたときに、

①解除後の対応についてどう考えているのか。

②また、感染者が増えた場合の想定や対応は検討しているのか、お考えを確認させていただきます。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） (1)新型コロナウイルス情勢について、現時点で町長としてどう捉えているのか。①太子町においては新型コロナウイルスの影響はどのようなことが問題と解釈し、どう具体的に指示しているのか。②医療現場がどのような状態と認識しているのか。また、その影響は。③町として独自に取り組めることを検討しているのかについてですが、コロナ禍については非常事態であると認識しております。国や県の情報を確実に収集し、これまで全40回の本部会議を開催し、町の対策等の議論や情報発信を行っております。

また、新型コロナウイルス対策につきましては様々な施策に係る予算を上程、議決いただきましたが、今定例会においても町独自の生活支援策として水道料金の基本料金6カ月分の減免や就学援助特別給付金、またリモートワークの促進におけるウェブ会議関連機器の導入など、内部で様々な検討を進めた上で計画を取りまとめたところでございます。

医療現場の状態につきましては、兵庫県において5月25日時点で感染状況のステージ指標7項目のうち、最大確保病床数の占有率70.1%をはじめ3つの指標が感染爆発に当たるステージ4、入院率25.2%など3つの指標が感染急増に当たるステージ3となるなど、医療提供体制が逼迫していると認識しており、自治体と住民の皆様が共に責任ある行動をいま一度確認、実行する必要があると考えております。

今後においてはワクチン接種の円滑な推進に努めるとともに、様々な意見を集約しながら新型コロナウイルス対策に注力する一方、昨年太子あすかふるさとまつり代替企画をはじめとしたポストコロナ時代におけるイベントの在り方等も順次検討し、地域の元気を取り戻す取り組みについても推進してまいります。

(2)緊急事態宣言が解除となった後の想定や対応について。①解除後の対応についてどう考えているのか。②また、感染者が増えた場合の想定や対応は検討しているのかについてですが、緊急事態宣言については大阪府や京都府などと共に6月20日まで延長されることが正式に決定いたしました。その後の宣言延長やまん延防止等重点措置の状況等によるものの、特に兵庫県の対処方針を踏まえつつ、公園や社会教育施設の定員、開館方針、学校教育活動の進め方など近隣自治体の状況等も考慮しながら適切に検討してまいりたいと考えております。

また、感染者が増えた場合の想定や対応については、「太子町職員新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に基づき、公共施設における緊急措置として職員及び来庁者の安全性を確保するため、感染が急増した公共施設への出入り制限——閉鎖も含みますけれども——出入り制限を行うとともに、窓口開設時間の短縮等を検討、実施することや、取引業者等との接触制限として取引業者、委託業者等との接触等は必要最低限とし施設内の限定した場所で行うなど、安定した行政サービス提供の観点から横断的な人員配置も含め、職員及び住民の皆様の安全を確保するための方策を適宜進めていくことを想定しています。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いろんな意味で準じた形で対応として必要なところは今説明をいただけたのかなというふうには解釈いたします。今は緊急事態宣言が出て少し状況が落ち着いているような状態ではないかなというふうに私はこの辺の地域の事情としては見ておるところもございますが、第4波のひどいような状態のとき、実際どういう状態にあったか、あるいはこの辺の地域の病院のベッドの数、町長はちゃんと把握されていますか。

○議長（玉田正典） 暫時休憩します。

（休憩 午後4時41分）

（再開 午後4時41分）

○議長（玉田正典） 再開します。

町長。

○町長（服部千秋） 新型コロナウイルスに感染された方の入院調整等が兵庫県全体で検討されます中で、兵庫県下においては5月28日現在、重症対応136床、中等症対応789床、軽症対応226床の計1,151床が確保されており、5月7日時点と比較し121床の拡充となっております。今後、1,200床程度の体制構築を目指すこととされております。

また、宿泊療養施設につきましても、神戸市ではアパホテル神戸三宮駅前、グリーンリッチホテル神戸三宮等や姫路市では東横イン姫路駅新幹線南口など必要室数である1,500室が確保され、現在1,475室の運用が行われており、町民の皆様の万が一の際の体制や医療提供体制の逼迫解消に向けての取り組みについて私も状況を注視しているところでございます。

以上です。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 県内全体の状況ということでの報告ではございますが、この辺一帯では実際赤穂市でも4床——この間新聞で10床に増やすとかという話も出ておりましたけれども——加古川市の病院は30床程度あるようですが、なかなか人材も不足しており20床程度しか稼働していないというような話も出ております。また、たつの市民病院が3床、それからとくなが病院が4床、今後6月にはツカザキ病院が十数床のベッドを確保するためにオープン予定ではございます。

しかしながら、この町は医療過疎地でございます。緊急医療体制についてもなかなかしんどい状況にある。そういった中で我々はこういったときにこそ医療体系を見直す必要もあるというふうに考えます。当然、今後ワクチン対応については第4波から第5波の間においては中島議員の質問の中で細かく説明をいただきましたけれども、実際発熱外来とか学校の現場、あるいは病院、そういう意味では発熱外来を診療所が対応をどうしていくのかという準備はこの地域としての医療を守る上においては頭に置いておかなくてはいけないところです。

ちなみに、宍粟市が取り組んでおるやり方は御存じでしょうか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 私は存じておりません。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 保健所の機能が失われたときに独自に市で保健所に準じた形で対応ができるところまで行政体として機能を持ってきました。果たして水道料金の金額については将来的にはもう上げなくてはならないような状況に至っているようなときに、確かに水を使わない町民はいませんからありがたいなというふうには思うかもしれませんが、いざというときには人材の確保も含めて動ける機能が必要ではないかというふうに考えます。

ワクチン接種状況をまとめるためのさわやか健康課においても、ではワクチン接種の対応はできているのだけれども、実際の平時のさわやか健康課が持つ、担う体制が大分苦しくなっていないのかとかそういうことも考えると、果たしてここで第5波が、大きな波が来たときに想定されることがどうなるのか、実際神戸市のほうではひどい状態のときはもう命の選別が行われているような状況です。トリアージといいます、現役世代に近い人たちは診るけれども高齢者の人はもう診ないといったような状況まで神戸市では起こっておる状態でございました。第5波がどのようなものになるか、またどのような変異株が出るか分かりませんが、そこまで頭に置いた上で行政として——ワクチンを打っても新型コロナウイルスに100%感染しないということはないのです、そういった意味で次の第5波をどこまで意識を持っておるのか、町長にはもう少しその考えのところを、御自身の意見、考えをお聞きしてみたいのですがどうですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 今言われました第5波に対してどのように考えているかということにつきましては、私自身は知識が足りない部分もありますが、今私どもとしましては太子町自体に保健事務所がないわけでございますので県と協力しつつ、またたつの市・揖保郡医師会と協力しつつ、またその構成はたつの市と太子町一緒にお世話になっているわけでございますからたつの市と協力しながら進めていきたいと考えております。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その答弁は当たり前のことでして、当然もともと町独自で発想を持って対応するというのはなかなか日常の今までやってきたことの中ではそれはなかったことから、県の指導なり指示を受けた上で対応することしかできなかったかもしれませんが、第1波、第2波、第3波、第4波と次々に数が増えていくような状況の中でそれをこなしてきておるわけですが、これは自治体にとって考え方、取り組み方というのは差が出てきている部分もございます、細かいところですが。

ワクチンの接種状況についてはなかなかスムーズに進んでおると見受けるのであれば、引き続き第5波についても新型コロナウイルスに対しての意識、県に新型コロナウイルス対策を求められる町長の考えを基にして太子町の新型コロナウイルス対応というものをもう少し強化して進めて、地元のドクターであったり地元の状況を踏まえながらリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（玉田正典） 町長。

○町長（服部千秋） 今いただいた御意見を肝に銘じて、今後担当部署にもいろいろ話をしながら、またどうしても医師会の方々にお世話にならなければいけない部分もございますので、私自身が今第5波が来ればこうするかということはこの場では申し上げられません。どういう状況になるか、これもそのときそのとき状況といいますか数も変わってきますので、今の御意見を肝に銘じていろいろと検討してまいりたいと思います。

○議長（玉田正典） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 6月定例会ということで、今回大きく2つ質問をさせていただきました。新型

コロナウイルスにおいてもそういう意識、私に知識がないのじゃなくて、知識がないなら知識を集めるべきですし、情報を獲得していく動きが町長としての役目としていかに仕事ができるのかできないのかということで判断がされる部分にもなってこようかと思います。

また、今起こっているこの対応しなくちゃいけない問題についても、時間を下さい、時間を下さいと引っ張っても引っ張っても、引っ張れば引っ張るほどおかしい話になっていっているのじゃないのですか。いろんな人がいろんな話で盛り上がってしまいますし、それを素早く請願書も出てきておりますので議会としても対応していかなくてもはいけませんし、私は町長自身が何がしかの形で責任を取るべきだという姿勢は変わりません。しかし議会全体が一致してそのような姿勢になれるかどうかは今なかなかそれは難しい事情もあります。できれば事を荒立てながら町長とけんかなんて誰もしたくないわけです。ですけれども町長自身がちゃんと認めた上で教育長との関係性もしっかりと発信をしていって、町民に何があったのか、何が問題で何が間違いだったのかということを解消していただいた上で、安心して次の新型コロナウイルス対策にも——今回は福祉文教の常任委員会でも取り組みの重要項目として所管事務調査としては掲げております。我々も持つ知識や、あるいは情報を生かしながら太子町が安全・安心のレベルを高められるように引き続き努めていきたい思いでございますので、町長には町長としてのリーダーシップを見直していただきたく、非を認めることと、そして人のせいにしないことと、コミュニケーションが苦手なのであれば身近な人を大切にしながら一度自分を理解してもらえるようにお努めいただきたくお願いを併せてさせていただきます。

これで上山隆弘の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（玉田正典） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（玉田正典） 日程第2、請願第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

ただいま上程中の請願第3号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

~~~~~

**日程第3 請願第4号 太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願**

○議長（玉田正典） 日程第3、請願第4号太子町の混乱状態解消のため、議会として、早急に服部千秋町長の責任を明確化させ、議会としての今後の対応、各議員の取組姿勢を住民に明らかに示す事を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第4号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり議会運営委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は6月7日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（散会 午後4時53分）